別添

各協議会規約

１．各水系流域治水協議会規約

- 最上川流域治水協議会　・・・　1
- 赤川流域治水協議会　・・・　１１
- 荒川（上流域）流域治水協議会　・・・　１５
- 山形県二級水系流域治水協議会　・・・　１７

２．各河川大規模氾濫時の減災対策協議会規約

- 最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会　・・・　１９
- 最上川中流大規模氾濫時の減災対策協議会　・・・　３１
- 最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会　・・・　４１
- 荒川上流大規模氾濫時の減災対策協議会　・・・　４５
- 山形県二級河川大規模氾濫時の減災対策協議会　・・・　４９

最上川流域治水協議会 規約

（設置）
第１条　「最上川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）
第２条　本協議会は、令和２年７月豪雨や令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、最上川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象流域）
第３条　協議会は、一級水系最上川流域を対象とする。

（協議会の構成）
第４条　協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。
２　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
３　事務局は、第１項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求める事ができる。

（幹事会の構成）
第５条　協議会に幹事会を置く。
２　幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。
３　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
４　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
５　事務局は、第２項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求める事ができる。

（部会）
第６条　幹事会に上流、中流、下流部の個別課題検討のため、部会を設置する。
２　部会は、別表３、別表４、別表５の職にある者をもって構成する。
３　部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
４　部会は、個別の課題を検討し、結果については幹事会へ報告する。

（協議会の実施事項）
第７条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
（１）　最上川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討
（２）　河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表
（３）　「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
（４）　その他、流域治水に関して必要な事項

（会議の公開）
第８条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。
２　幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第９条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第１０条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

２　協議会及び幹事会の事務局は、山形河川国道事務所、酒田河川国道事務所、新庄河川事務所及び山形県県土整備部河川課が共同で行う。

（雑則）

第１１条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

規約は、令和２年　９月１５日から施行する。
令和３年　１月２７日改定
令和３年　７月３０日改正
令和５年　７月３１日改定
令和６年　９月　２日改定
令和７年１２月２５日改定

別表１

最上川流域治水協議会

（構成員）　山形市長
米沢市長
鶴岡市長
酒田市長
新庄市長
寒河江市長
上山市長
村山市長
長井市長
天童市長
東根市長
尾花沢市長
南陽市長
山辺町長
中山町長
河北町長
西川町長
朝日町長
大江町長
大石田町長
金山町長
最上町長
舟形町長
真室川町長
大蔵村長
鮭川村長
戸沢村長
高畠町長
川西町長
小国町長
白鷹町長
飯豊町長
三川町長
庄内町長
遊佐町長（オブザーバー）
最上広域市町村圏事務組合 理事長
農林水産省東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所長
農林水産省東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所長
林野庁東北森林管理局 山形森林管理署長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター東北北海道整備局長
気象庁 山形地方気象台長
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課長
山形県 農林水産部 農村整備課長
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課長
山形県 県土整備部 都市計画課長

別表１

山形県 県土整備部 下水道課長
山形県 県土整備部 河川課長
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課長
山形県 県土整備部 建築住宅課長
山形県 村山総合支庁 建設部長
山形県 最上総合支庁 建設部長
山形県 置賜総合支庁 建設部長
山形県 庄内総合支庁 建設部長
山形県 企業局 電気事業課長
最上川中流土地改良区理事長
上山市土地改良区理事長
東北電力株式会社 山形発電技術センター所長
東北電力株式会社 庄内発電技術センター所長
国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所長
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所長
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所長
国土交通省東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所長

（事務局） 国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 流域治水課
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 流域治水課
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 流域治水課
山形県 県土整備部 河川課

別表２

最上川流域治水協議会幹事会

（構成員）　山形市 防災対策課長
山形市 河川整備課長
米沢市 防災危機管理課長
鶴岡市 防災安全課長
酒田市 危機管理課長
新庄市 防災危機管理課長
寒河江市 防災危機管理課長
上山市 庶務課長
村山市 防災対策課長
長井市 防災危機管理課 防災担当課長
天童市 危機管理室長
東根市 危機管理室長
尾花沢市 防災危機管理課長
南陽市 総合防災課長
山辺町 防災対策課長
中山町 総務広報課長
河北町 防災危機管理課長
西川町 総務課長
朝日町 総務課危機管理対策室長
大江町 総務課長
大石田町 総務課長
金山町 町民税務課長
最上町 総務企画課 危機管理室長
舟形町 住民税務課長
真室川町 総務課長
大蔵村 総務課危機管理室長
鮭川村 住民税務課 危機管理監
戸沢村 危機管理課長
高畠町 総務課長
川西町 総務課長
小国町 町民課長
白鷹町 総務課長
飯豊町 総務課長
三川町 総務課 危機管理室長
庄内町 環境防災課長
遊佐町 総務課長（オブザーバー）
最上広域市町村圏事務組合 事務局長兼業務課長
農林水産省東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所長
農林水産省東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所 工事第一課長
林野庁東北森林管理局 山形森林管理署 総括森林整備官
林野庁東北森林管理局 山形森林管理署 総括治山技術官
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
東北北海道整備局 山形水源林整備事務所長
気象庁 山形地方気象台 防災管理官

別表２

山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
山形県 農林水産部 農村整備課 課長補佐
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 課長補佐
山形県 県土整備部 都市計画課 課長補佐
山形県 県土整備部 下水道課 課長補佐
山形県 県土整備部 河川課 課長補佐
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
山形県 県土整備部 建築住宅課 課長補佐
山形県 村山総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 村山総合支庁建設部 河川砂防課長
山形県 村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課長
山形県 村山総合支庁建設部 西村山河川砂防課長
山形県 村山総合支庁建設部 北村山河川砂防課長
山形県 最上総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 最上総合支庁建設部 河川砂防課長
山形県 最上総合支庁建設部 高坂ダム管理課長
山形県 置賜総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 置賜総合支庁建設部 河川砂防課長
山形県 置賜総合支庁建設部 西置賜河川砂防課長
山形県 庄内総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 庄内総合支庁建設部 河川砂防課長
山形県 企業局 村山電気水道事務所長
最上川中流土地改良区 管理課長
上山市土地改良区 事務局長
東北電力株式会社 山形発電技術センター 副調査役
東北電力株式会社 庄内発電技術センター 課長
国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 （河川）副所長
国土交通所東北地方整備局 酒田河川国道事務所 （河川）副所長
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 （河川）副所長
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 （砂防）副所長
国土交通省東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所 （技術）副所長

（事務局） 国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 流域治水課
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 流域治水課
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 流域治水課
山形県 県土整備部 河川課

別表３

最上川流域治水協議会幹事会　上流部会

（構成員）　山形市 防災対策課長
山形市 河川整備課長
米沢市 防災危機管理課長
寒河江市 防災危機管理課長
上山市 庶務課長
村山市 防災対策課長
長井市 防災危機管理課 防災担当課長
天童市 危機管理室長
東根市 危機管理室長
南陽市 総合防災課長
山辺町 防災対策課長
中山町 総務広報課長
河北町 防災危機管理課長
西川町 総務課長
朝日町 総務課危機管理対策室長
大江町 総務課長
高畠町 総務課長
川西町 総務課長
小国町 町民課長
白鷹町 総務課長
飯豊町 総務課長
農林水産省東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所長
林野庁東北森林管理局 山形森林管理署 地域林政調整官
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
東北北海道整備局 山形水源林整備事務所長
気象庁 山形地方気象台 防災管理官
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
山形県 農林水産部 農村整備課 課長補佐
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 課長補佐
山形県 県土整備部 都市計画課 課長補佐
山形県 県土整備部 下水道課 課長補佐
山形県 県土整備部 河川課 課長補佐
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
山形県 県土整備部 建築住宅課 課長補佐
山形県 村山総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 村山総合支庁建設部 河川砂防課長
山形県 村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課長
山形県 村山総合支庁建設部 西村山河川砂防課長
山形県 村山総合支庁建設部 北村山河川砂防課長
山形県 置賜総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 置賜総合支庁建設部 河川砂防課長
山形県 置賜総合支庁建設部 西置賜河川砂防課長
山形県 企業局 村山電気水道事務所長
最上川中流土地改良区 管理課長
上山市土地改良区 事務局長

別表３

東北電力株式会社 山形発電技術センター 副調査役
国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 （河川）副所長
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 （砂防）副所長
国土交通省東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所 （技術）副所長

（事務局） 国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 流域治水課
山形県 県土整備部 河川課

別表４

最上川流域治水協議会幹事会　中流部会

（構成員）　新庄市 防災危機管理課長
尾花沢市 防災危機管理課長
大石田町 総務課長
金山町 町民税務課長
最上町総務企画課危機管理室長
舟形町 住民税務課長
真室川町 総務課課長補佐
大蔵村 総務課危機管理室長
鮭川村 住民税務課 危機管理監
戸沢村 危機管理課長
最上広域市町村圏事務組合 事務局長兼業務課長
農林水産省東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所長
林野庁東北森林管理局 山形森林管理署 地域林政調整官
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
東北北海道整備局 山形水源林整備事務所長
気象庁 山形地方気象台 防災管理官
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
山形県 農林水産部 農村整備課 課長補佐
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 課長補佐
山形県 県土整備部 都市計画課 課長補佐
山形県 県土整備部 下水道課 課長補佐
山形県 県土整備部 河川課 課長補佐
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
山形県 県土整備部 建築住宅課 課長補佐
山形県 村山総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 村山総合支庁建設部 河川砂防課長
山形県 村山総合支庁建設部 北村山河川砂防課長
山形県 最上総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 最上総合支庁建設部 河川砂防課長
山形県 最上総合支庁建設部 高坂ダム管理課長
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 （河川）副所長
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 （砂防）副所長

（事務局）　国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 流域治水課
山形県 県土整備部 河川課

別表５

最上川流域治水協議会幹事会　下流部会

（構成員）　鶴岡市 防災安全課長
酒田市 危機管理課長
三川町 総務課 危機管理室長
庄内町 環境防災課長
遊佐町 総務課長（オブザーバー）
農林水産省東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所 工事第一課長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
東北北海道整備局 山形水源林整備事務所長
気象庁 山形地方気象台 防災管理官
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
山形県 農林水産部 農村整備課 課長補佐
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 課長補佐
山形県 県土整備部 都市計画課 課長補佐
山形県 県土整備部 河川課 課長補佐
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
山形県 県土整備部 建築住宅課 課長補佐
山形県 県土整備部 下水道課 課長補佐
山形県 庄内総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 庄内総合支庁建設部 河川砂防課長
東北電力株式会社 庄内発電技術センター 課長
国土交通所東北地方整備局 酒田河川国道事務所 （河川）副所長

（事務局）　国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 流域治水課
山形県 県土整備部 河川課

赤川流域治水協議会 規約

（設置）
第１条 「赤川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）
第２条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、赤川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象流域）
第３条 協議会は、一級水系赤川流域を対象とする。

（協議会の構成）
第４条 協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。
２ 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
３ 事務局は、第１項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求める事ができる。

（幹事会の構成）
第５条 協議会の下に幹事会を置く。
２ 幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。
３ 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
４ 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
５ 事務局は、第２項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求める事ができる。

（協議会の実施事項）
第６条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
１ 赤川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
２ 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
３ 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
４ その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第７条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

２ 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第８条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、 個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２ 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第９条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

２ 協議会及び幹事会の事務局は、酒田河川国道事務所及び山形県県土整備部河川課が共同で行う。

（雑則）

第１０条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

本規約は、令和　２年　９月１８日から施行する。
令和　２年１２月２１日　改正
令和　３年　２月１８日　改正
令和　３年　７月３０日　改正
令和　５年　７月３１日　改正
令和　６年　９月　２日　改定
令和　７年１２月２５日　改定

別表１

赤川流域治水協議会

（構成員）　鶴岡市長
酒田市長
三川町長
気象庁 山形地方気象台長
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課長
山形県 農林水産部 農村整備課長
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課長
山形県 県土整備部 都市計画課長
山形県 県土整備部 下水道課長
山形県 県土整備部 河川課長
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課長
山形県 県土整備部 建築住宅課長
山形県 庄内総合支庁 総務企画部長
山形県 庄内総合支庁 建設部長
東北電力株式会社 庄内発電技術センター所長
東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所長
林野庁 東北森林管理局　庄内森林管理署長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター東北北海道整備局長
国土交通省 東北地方整備局 月山ダム管理所長
国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所長
国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所長

（事務局）　国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 流域治水課
山形県 県土整備部 河川課

別表２

赤川流域治水協議会幹事会

（構成員）　鶴岡市 防災安全課長
鶴岡市 土木課 地域調整主幹
酒田市 危機管理課長
酒田市 整備課長
三川町 総務課 危機管理室長
三川町 建設環境課長
気象庁 山形地方気象台 防災管理官
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
山形県 農林水産部 農村整備課 課長補佐
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 課長補佐
山形県 県土整備部 都市計画課 課長補佐
山形県 県土整備部 下水道課 課長補佐
山形県 県土整備部 河川課 課長補佐
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
山形県 県土整備部 建築住宅課 課長補佐
山形県 庄内総合支庁 総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 庄内総合支庁 建設部 河川砂防課長
山形県 庄内総合支庁 建設部 荒沢ダム管理課長
東北電力株式会社 庄内発電技術センター 課長
東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所長
林野庁 東北森林管理局 庄内森林管理署 森林土木指導官
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター東北北海道整備局
山形水源林整備事務所長
国土交通省 東北地方整備局 月山ダム管理所　専門官
国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所 副所長（砂防）
国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 副所長（河川）

（事務局）　国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 流域治水課
山形県 県土整備部 河川課

荒川（上流域）流域治水協議会　規約

（設置）
第１条　「荒川（上流域）流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）
第２条　協議会は、令和元年東日本台風や令和２年７月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、荒川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる荒川水系の上下流一体となった治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）
第３条　協議会は、別表の職にある者をもって構成する。
２　協議会の運営、進行及び召集は事務局が行う。
３　事務局は、構成員の同意を得て、別表の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席を求めることができる。

（協議会の実施事項）
第４条　協議会は、次の各号に揚げる事項を実施する。
（１）荒川（上流域）流域で行う流域治水の全体像を共有・検討
（２）河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表
（３）「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
（４）その他、流域治水に関して必要な事項

（協議会資料等の公表）
第５条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（雑則）
第６条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（事務局）
第７条　協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
２　事務局は、山形県県土整備部河川課及び山形県置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課に置く。

附則
本規約は、令和２年９月２８日から施行する。
令和３年２月１９日改正

別表

荒川（上流域）流域治水協議会構成員

機 関 名	代 表 者
（委員）	
小国町	町 長
気象庁 山形地方気象台	台 長
国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	事務所長
国土交通省 北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所	事務所長
林野庁東北森林管理局 置賜森林管理署	置賜森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構	所 長
森林整備センター 山形水源林整備事務所	
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課	防災危機管理課長
山形県 農林水産部 農村整備課	農村整備課長
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課	森林ノミクス推進課長
山形県 県土整備部 都市計画課	都市計画課長
山形県 県土整備部 下水道課	下水道課長
山形県 県土整備部 河川課	河川課長
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課	砂防・災害対策課長
山形県 県土整備部 建築住宅課	建築住宅課長
山形県 置賜総合支庁	総務企画部長
山形県 置賜総合支庁	建設部長

山形県二級水系流域治水協議会　規約

（設置）
第１条　「山形県二級水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）
第２条　協議会は、令和元年東日本台風や令和２年７月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、別表１に示す二級水系の流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）
第３条　協議会は、別表２の職にある者をもって構成する。
２　協議会の運営、進行及び召集は事務局が行う。
３　事務局は、構成員の同意を得て、別表の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席を求めることができる。

（協議会の実施事項）
第４条　協議会は、次の各号に揚げる事項を実施する。
（１）別表１に示す二級水系の流域で行う流域治水の全体像を共有・検討
（２）河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表
（３）「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
（４）その他、流域治水に関して必要な事項

（協議会資料等の公表）
第５条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（雑則）
第６条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（事務局）
第７条　協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
２　事務局は、山形県県土整備部河川課及び山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課に置く。

附則
本規約は、令和３年　３月２５日から施行する。
令和５年　７月３１日改正

別表１

山形県二級水系流域治水協議会　対象水系

番号	対象水系	関係市町
1	月光川（がっこうがわ）	遊佐町
2	日向川（にっこうがわ）	酒田市、遊佐町
3	新井田川（にいだがわ）	酒田市
4	三瀬川（さんぜがわ）	鶴岡市
5	五十川（いらがわ）	鶴岡市
6	温海川（あつみがわ）	鶴岡市
7	庄内小国川（しょうないおぐにがわ）	鶴岡市
8	鼠ヶ関川（ねずがせきがわ）	鶴岡市

計８水系

別表２

山形県二級水系流域治水協議会　構成員

機　関　名	代　表　者
鶴岡市	市　長
酒田市	市　長
遊佐町	町　長
気象庁 山形地方気象台	台　長
林野庁 東北森林管理局 庄内森林管理署	庄内森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構	所　長
森林整備センター 山形水源林整備事務所	
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課	防災危機管理課長
山形県 農林水産部 農村整備課	農村整備課長
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課	森林ノミクス推進課長
山形県 県土整備部 都市計画課	都市計画課長
山形県 県土整備部 下水道課	下水道課長
山形県 県土整備部 河川課	河川課長
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課	砂防・災害対策課長
山形県 県土整備部 建築住宅課	建築住宅課長
山形県 庄内総合支庁	総務企画部長
山形県 庄内総合支庁	建設部長

最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会規約

（設置）
第１条　「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第三十一号）」第十五条の九及び第十五条の十の規定に基づき、同項に規定する大規模氾濫減災協議会を設置する。

（名称）
第２条　前条の大規模氾濫減災協議会は、「最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」）と称する。
２　最上川上流とは、山形河川国道事務所が管理する最上川本支川、及び山形県が管理する別表３の最上川本支川、及び別表４の管理ダムを指すものとする。

（目的）
第３条　協議会は、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」への意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して最上川上流における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の構成）
第４条　協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。
２　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
３　事務局は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）
第５条　協議会に幹事会を置く。
２　幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。
３　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
４　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
５　事務局は、第２項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）
第６条　協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。
１．洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報や取組状況を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
２．円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事をまとめた「地域の取組方針」の作成
３．「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
４．その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（会議の公開）
第７条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
２　幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）
第８条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）
第９条　協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
２　協議会及び幹事会の事務局は、山形河川国道事務所流域治水課及び山形県県土整備部河川課に置く。

（雑則）
第１０条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）
第１１条　本規約は、平成２８年　５月３１日から施行する。
平成２９年　５月２３日改正
平成３０年　７月　３日改定
令和　元年　６月　３日改定
令和　２年　７月２０日改正
令和　３年　７月３０日改正
令和　５年　７月３１日改定
令和　６年　９月　２日改定
令和　７年１２月２５日改定

別表１

最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会

（構成員）　山形市長
米沢市長
寒河江市長
上山市長
村山市長
長井市長
天童市長
東根市長
南陽市長
山辺町長
中山町長
河北町長
西川町長
朝日町長
大江町長
高畠町長
川西町長
小国町長
白鷹町長
飯豊町長
農林水産省 東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所長
気象庁 山形地方気象台長
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課長
山形県 農林水産部 農村整備課長
山形県 県土整備部 河川課長
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課長
山形県 村山総合支庁 建設部長
山形県 置賜総合支庁 建設部長
山形県 企業局 電気事業課長
最上川中流土地改良区理事長
上山市土地改良区理事長
東北電力株式会社 山形発電技術センター所長
国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所長
国土交通省 東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所長

（事務局）　国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 流域治水課
山形県県土整備部 河川課

別表２

最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会幹事会

（構成員）　山形市 防災対策課長
山形市 河川整備課長
米沢市 防災危機管理課長
寒河江市 防災危機管理課長
上山市 庶務課長
村山市 防災対策課長
長井市 防災危機管理課　防災担当課長
天童市 危機管理室長
東根市 危機管理室長
南陽市 総合防災課長
山辺町 防災対策課長
中山町 総務広報課長
河北町 防災危機管理課長
西川町 総務課長
朝日町 総務課危機管理対策室長
大江町 総務課長
高畠町 総務課長
川西町 **総務課長**
小国町 町民課長
白鷹町 総務課長
飯豊町 総務課長
農林水産省 東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所長
気象庁 山形地方気象台 防災管理官
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
山形県 農林水産部 農村整備課 **課長補佐**
山形県 県土整備部 河川課 課長補佐
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
山形県 村山総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 村山総合支庁建設部 河川砂防課長
山形県 村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課長
山形県 村山総合支庁建設部 西村山河川砂防課長
山形県 村山総合支庁建設部 北村山河川砂防課長
山形県 置賜総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 置賜総合支庁建設部 河川砂防課長
山形県 置賜総合支庁建設部 西置賜河川砂防課長
山形県 企業局 村山電気水道事務所長
最上川中流土地改良区　管理課長
上山市土地改良区 事務局長
東北電力株式会社 山形発電技術センター 副調査役
国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 （河川）副所長
国土交通省東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所 （技術）副所長

（事務局）　国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 流域治水課
山形県 県土整備部 河川課

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿岸市町村
もがみがわ 最上川	もがみがわ 最上川 （まつかわを含む）		佐原沢の合流点	左岸　米沢市大字中田字 堀立川向一21番の乙地先 右岸　同市大字花沢字 八木橋西上3616番地先	18,500	米沢市
	さわのめがわ 沢の目川	一次	左岸　村山市大字本飯田字宮沢314番地先 右岸　同市同大字字広表334番地先	最上川への合流点	5,800	村山市
	とみなみがわ 富並川	一次	村山市大字山ノ内字泥又地先 左岸　村山市大字山ノ内字泥又822番の5地先 右岸　同市同大字同字822番の6地先	同上	9,100	村山市
	おぐにさわがわ 小国沢川	一次	村山市大字大槙字落合1623番の1地先の市道橋下流端	同上	2,500	村山市
	たるいしかわ 樽石川	一次	村山市大字樽石字二の沢1017番地先	同上	4,000	村山市
	たむらがわ 田村川	一次	左岸　村山市大字湯野沢字北原2024番の1地先 右岸　同市同大字同字2000番地先	同上	2,725	村山市
	おおだんがわ 大旦川	一次	左岸　村山市大字擁山字三沢1879番地先 右岸　同市同大字同字1969番の2地先	最上川への合流点	9,600	村山市
	しんかわ 新川	二次	左岸　東根市大字長瀞字大野4912番の1地先 右岸　同市同大字同字2908番地先	大旦川への合流点	1,900	東根市
	おおさわがわ 大沢川	二次	左岸　村山市大字楯岡字作野6142番の3地先 右岸　同市同大字字大沢4578番の2地先	同上	4,600	村山市
	せみだがわ 蝉田川	二次	左岸　村山市大字西郷字蝉田795番地先 右岸　同市大字同字811番地先	同上	1,300	村山市
	あかすけがわ 赤助川	三次	村山市大字西郷字中田北1036番地先の市道橋下流端	蝉田川への合流点	610	村山市
	にいやまがわ 新山川	二次	村山市大字擁山字横道3779番地の砂防堰堤下流端	大旦川への合流点	2,300	村山市
	むらやまなかざわがわ 村山中沢川	二次	左岸　村山市大字擁山字山の神2243番地先 右岸　同市同大字字熊倉2182番地先	同上	1,300	村山市
	せんざがわ 千座川	一次	村山市大字岩野字岩の平1651番地先の市道橋下流端	最上川への合流点	6,600	村山市
	ゆのいりざわがわ 湯の入沢川	二次	村山市湯野沢字前見田1356番の4地先	千座川への合流点	3,000	村山市
	しろみずがわ 白水川	一次	左岸　東根市大字泉郷元後沢字アザミ沢1404地先 右岸　同市同大字同字1482番の2地先	最上川への合流点	15,000	東根市 河北町
	へいないがわ 平内川	二次	左岸　東根市大字蟹沢字方部原722番地先 右岸　同市同大字同字752番の1地先	白水川への合流点	1,000	東根市
	にっとうがわ 日塔川	二次	左岸　東根市大字東根字水無山9630番地先 右岸　同市同大字字一の沢山9633番地先	同上	5,882	東根市
	ムクロざわがわ ムクロ沢川	二次	左岸　東根市大字泉郷元後沢字上平1206番の7地先 右岸　同市同大字字玉ノ木1251番の3地先	同上	850	東根市
	にったがわ 新田川	一次	左岸　東根市大字蟹沢字西252番地先 右岸　同市大字松沢字砂田508番地先	最上川への合流点	2,520	東根市 河北町
	ほうしがわ 法師川	一次	左岸　西村山郡河北町大字岩木700番地先 右岸　同町同大字695番の14地先	同上	4,050	河北町
	ふるさがわ 古佐川	一次	左岸　西村山郡河北町西里字高王山2307番地先 右岸　同町西里同字3522番の8地先	同上	8,800	河北町
	むらやまのがわ 村山野川	一次	左岸　東根市大字観音寺字立石1665番地先 右岸　同市同大字字間木野1163番の1地先	左岸　東根市大字野田字 シタ舟戸橋1090番地先 右岸　同市同大字同字 1353番地先	10,200	東根市
	にぐちがわ 荷口川	二次	左岸　東根市大字羽入字向野1093番地先 右岸　同市同大字字小見3番地先	村山野川への合流点	4,650	東根市 河北町
	おみがわ 小見川	三次	左岸　東根市大字羽入字なわ目1684番地先 右岸　同市同大字字角地1767番地先	荷口川への合流点	2,200	東根市
	むらやましぶがわ 村山渋川	一次	左岸　山形県西村山郡河北町谷地字下野口322番2地先 右岸　同町谷地同字322番6地先	最上川への合流点	480	河北町
	まきがわ 槙川	一次	左岸　寒河江市字雲河原181番地先 右岸　同市同字182番地先	同上	5,200	寒河江市 河北町
	みだれがわ 乱川	一次	東根市大字関山字峠沢山3187番1地先	同上	22,900	天童市 東根市
	おしきりがわ 押切川	二次	天童市大字田麦野字ノキハ1107番地先の市道橋	乱川への合流点	15,300	天童市
	かにがわ 蟹川	二次	左岸　天童市大字山口字荒井原3979番地先 右岸　同市大字川原子字賽の神139番地先	同上	1,500	天童市
	いのさわがわ 猪野沢川	二次	左岸　東根市大字猪野沢字猪野沢2016番地先 右岸　同市同大字字岸崎道南944番地先	同上	4,000	東根市
	ぬまざわがわ 沼沢川	二次	左岸　東根市大字東根字足水982番の2地先 右岸　同市同大字同字1127番の1地先	同上	4,200	東根市
	くらつがわ 倉津川	一次	貫津川の合流点	最上川への合流点	10,860	天童市
	まえだがわ 前田川	二次	左岸　天童市大字蔵増527番の1地先 右岸　同市同大字字宮田603番の1地先	樽川への合流点	1,255	天童市
	とめやまがわ 留山川	三次	天童市大字山口薪山4250番24地先の砂防堰堤下流端	押切川への合流点	1,100	天童市

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿岸市町村
	寺川	一次	左岸　山形県西村山郡河北町大字溝延字不動木41番地先 右岸　同町同大字同字63番地先	最上川への合流点	3,400	河北町
	樽川	一次	左岸　天童市大字蔵増字西松原927番地先(水門) 右岸　同市同大字字西田959番地先	同上	520	天童市
	寒河江川	一次	根子沢の合流点	左岸　山形県西村山郡西川町大字大井沢字大禿1950番の1地先 右岸　同町大字月岡字上島416番の1地先	17,250	寒河江市 西川町
			左岸　山形県西村山郡西川町大字本道寺字風吹364番地先 右岸　同町大字月岡字夫レ倉651番の3地先	左岸　山形県西村山郡河北町大字溝延字宿川4048番の1地先 右岸　寒河江市大字日田字前野27番の2地先	28,198	
	田沢川	二次	寒河江市大字慈恩寺字東岳968番の4地先	寒河江川への合流点	2,500	寒河江市
	実沢川	三次	左岸　寒河江市大字田代字山押126番地先 右岸　同市同大字同字126番の丙地先	同上	7,650	寒河江市
	赤沢川	三次	左岸　寒河江市大字田代字ハノキ677番地先 右岸　同市同大字同字599番地先	実沢川への合流点	2,500	寒河江市
	熊野川	二次	篠俣沢の合流点	寒河江川への合流点	13,300	寒河江市
	八木沢川	二次	左岸　山形県西村山郡西川町大字睦合字赤坂742番地先 右岸　同町同大字字西沢746番の1地先	同上	1,000	西川町
	宇佐川	二次	左岸　山形県西村山郡西川町大字吉川字沢入325番の丙地先 右岸　同町同大字同字317番地先	同上	1,600	西川町
	海味川	二次	左岸　山形県西村山郡西川町大字海味字小林282番地先 右岸　同町同大字同字948番の1地先	同上	1,500	西川町
	間沢川	二次	左岸　山形県西村山郡西川町大字海味字小訳沢1085番地先 右岸　同町大字間沢字若山888番の355地先	同上	5,500	西川町
	綱取川	二次	左岸　山形県西村山郡西川町大字綱取字鍋倉302番地先 右岸　同町同大字字原畑192番地先	同上	3,000	西川町
	水沢川	二次	山形県西村山郡西川町大字岩根沢字上の台地先の上小沼砂防堰堤	同上	3,000	西川町
	高取川	二次	左岸　山形県西村山郡西川町大字入間字沢の口369番地先 右岸　同町同大字字吉沢平1473番の1地先	同上	1,000	西川町
	大入間川	二次	左岸　山形県西村山郡西川町大字入間字落合1382番地先 右岸　同町同大字同字731番地先	同上	3,500	西川町
	四ツ谷川	二次	山形県西村山郡西川町大字月山沢字大倉242番の5地先の砂防堰堤	左岸　山形県西村山郡西川町大字月山沢字一本木238番の8地先 右岸　同町同大字字上野241番の80地先	1,400	西川町
	大越川	二次	石跳川の合流点	左岸　山形県西村山郡西川町大字月山沢字大平239番の30番地先 右岸　同町同大字字石見堂ケ嶽240番の13地先	2,710	西川町
	大井沢川	二次	左岸　山形県西村山郡西川町大字大井沢字名所松1759番の巳地先 右岸　同町同大字字大井沢1757番の3地先	同上	2,000	西川町
	根子沢川	二次	左岸　山形県西村山郡西川町大字大井沢字根子沢3460番地先 右岸　同町同大字同字3461番地先	同上	3,000	西川町
	沼川	一次	新沼川分派点	最上川への合流点	4,975	寒河江市
	新沼川	一次	寒河江市大字寒河江字仲田154番3地先	同上	2,313	寒河江市
	赤沼川	二次	寒河江市大字寒河江字砂川原415番の2地先の農道橋下流端	沼川への合流点	1,200	寒河江市
	新田川	一次	左岸　天童市大字藤内新田字堰端503番の224地先 右岸　同市同大字同字503番の225地先	最上川への合流点	1,300	寒河江市 天童市
	須川	一次	左岸　上山市菖蒲字中平2153番地先 右岸　同市菖蒲字原道1555番の4地先	左岸　山形市大字飯塚中河原1629番地先 右岸　同市同大字同字165番の1地先	32,680	山形市 上山市
	立谷川	二次	左岸　山形市大字山寺字馬形3544番の1地先(県道・八重坊橋) 右岸　同市同大字字馬立86番の1地先	須川への合流点	15,000	山形市 天童市
	芦沢川	三次	左岸　山形市大字山寺字日向袖山2392番地先 右岸　同市同大字字半戸2063番地先	立谷川への合流点	1,000	山形市
	紅葉川	三次	盛岡堰堤	同上	1,600	山形市
	馬見ケ崎川	二次	山形市大字上宝沢字葉の木沢国有林21林班地先	左岸　山形市大字成安字前川原2290番地先 右岸　同市同大字同字1693番地先	21,263	山形市
	定川	三次	左岸　山形市大字渋江字田中173番地先 右岸　同市同大字字三丁目(三条目)253番の2地先	馬見ケ崎川への合流点	700	山形市

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿岸市町村
	横前川	三次	左岸　山形市大字成安字成安663番地先 （市道） 右岸　同市同大字字七反755番地先	同上	700	山形市
	村山高瀬川	三次	戸沢の合流点	同上	9,500	山形市
	野呂川	四次	山形市高原町字鬼越698番の1地先の農道橋下流端	村山高瀬川への合流点	4,300	山形市
	孤石川	四次	山形市大字下東山字舟ヶ沢5350番地先の農道橋下流端	同上	5,100	山形市
	大門川	四次	左岸　山形市大字下東山字長畑1932番地先 右岸　同市同大字同字2117番地先	同上	2,300	山形市
	内山川	次	山形市大字妙見寺字鎌淵1493番の1地先の鎌淵橋	馬見ケ崎川への合流点	2,400	山形市
	滑川	三次	関沢堰堤	同上	4,980	山形市
	葉の木沢川	三次	左岸　山形市大字上宝沢字葉の木沢国有林27林班地先 右岸　同市同大字同字国有林21林班地先	同上	800	山形市
	貴船川	二次	左岸　山形市大字船町字田越626番地先 右岸　同市大字西中野字龍野町137番の2地先	左岸　山形市大字中野字的場761番の1地先 右岸　同市同大字同字755番の1地先	300	山形市
	逆川	三次	左岸　山形市大字中野字銅谷口3279番の5地先（銅谷口橋） 右岸　同市同大字字八幡前3003番地先	貴船川への合流点	2,000	山形市
	小鶴沢川	二次	左岸　山形県東村山郡山辺町大字大蕨字萱場3166番地先 右岸　同町同大字字滝返り2766番地先	須川への合流点	7,500	山辺町
	境ノ目川	二次	左岸　山形県東村山郡山辺町大字山辺字前川原112番の2地先 右岸　同町同大字字町浦1324番の1地先 （町道駅前東高楯線下流端）	同上	1,400	山辺町
	摺鉢沢川	二次	山形県東村山郡山辺町大字山辺字嶋ノ前3582番の1地先の県道橋下流端	同上	1,900	山辺町
	後明沢川	二次	左岸　山形市大字上反田字沢口579番地先 右岸　同市大字常明寺字裏山803番地先（芳沢橋）	同上	3,700	山形市 山辺町
	藤沢川	二次	左岸　山形市大字古館飛地字入1005番地先 右岸　同市大字村木沢3275番地先	同上	2,100	山形市
	上の沢川	二次	左岸　山形市大字村木沢字長岡242番の乙地先 右岸　同市同大字字坊屋敷2823番地先	同上	2,300	山形市
	南沢川	二次	左岸　山形市村木沢字北の越2916番地先 右岸　同市村木沢字沢内5615番地先（不動滝）	同上	3,300	山形市
	富神川	二次	左岸　山形市大字門伝字坂元1467番地先 右岸　同市大字柏倉字壁粕2047番地先	同上	5,900	山形市
	遅沢川	二次	左岸　山形市大字柏倉字坊屋敷754番地先 右岸　同市同大字字金池755番地先	同上	2,500	山形市
	犬川	二次	山形市大字鉄砲町字荒楯306番の1地先の（国道112号線）一貫清水橋	同上	3,900	山形市
	本沢川	二次	左岸　上山市小白府字沼田216番地先 右岸　同市小白府同字216番の1地先	同上	12,500	山形市 上山市
	花川	二次	左岸　山形市大字津金沢字東浦2番の2地先 右岸　同市同大字字中道11番の1地先	同上	3,200	山形市
	龍山川	二次	山形市大字八森字下坪2番地先（市道・八森橋）	同上	6,100	山形市
	坂巻川	二次	左岸　山形市大字中桜田字金谷224番の3地先 右岸　同市同大字同字46番地先	同上	2,600	山形市
	鳴沢川	三次	左岸　山形市蔵王成沢字主屋敷219番の6地先 右岸　同市蔵王成沢同字420番の2地先	坂巻川への合流点	1,300	山形市
	馬立川	三次	左岸　山形市大字上桜田字平608番の1地先 右岸　同市同大字字相馬且363番の4地先	同上	1,050	山形市
	松尾川	二次	左岸　山形市蔵王上野字大平2467番の6地先 右岸　同市同字2514番の1地先	須川への合流点	6,000	山形市
	酢川	二次	左岸　山形市大字蔵王温泉字荒敷820番地先 右岸　同市同大字字須藤見町58番地先	同上	9,800	山形市 上山市
	蔵王川	二次	仙人沢（川）の合流点	同上	9,300	山形市
	仙人沢川	三次	上山市大字永野外1字蔵王外3国有林山形事業区41林班る小班地先の県道橋下流端	蔵王川への合流点	1,200	上山市
	前川	二次	左岸　南陽市大字新田字銀山3952番の81地先 右岸　同市同大字同字13番の2地先	須川への合流点	15,390	上山市
	荒町川	三次	左岸　上山市長清水字沢574番の6地先 右岸　同市河崎同字520番地先（砂防堰堤）	前川への合流点	1,300	上山市
	八幡堂川	四次	左岸　上山市北町字沢1635番の6地先 右岸　同市同町同字1635番の2地先	荒町川への合流点	1,000	上山市
	河原期川	三次	左岸　上山市大字河崎字反田222番の1地先 右岸　同市同大字同字221番地先（砂防堰堤）	前川への合流点	1,150	上山市
	思川	三次	左岸　上山市小穴字朝日1274番地先 右岸　同市小穴同字2513番地先（文殊堂裏）	同上	4,800	上山市
	蓬莱川	四次	左岸　上山市小穴字岩山下942番の1地先 右岸　同市小穴16番地先	思川への合流点	1,800	上山市
	濁川	三次	左岸　上山市大字中山字西原2308番の1地先 右岸　同市同大字字上舘原1752番の2地先	前川への合流点	1,200	上山市

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿岸市町村
	北川	三次	左岸　南陽市大字小岩沢字水上1368番の2地先 右岸　同市同大字字萱ヶ宿703番地先	同上	900	南陽市
	忠川 (前川放水路を含む)	三次	前川からの分派点	同上	4,500	上山市 南陽市
	生居川	二次	左岸　上山市上生居字畑小場1102番地先 右岸　同市上生居同字1104番地先	須川への合流点	6,230	上山市
	金山川	二次	上山市金山字金山67番の乙地先の金山橋	同上	3,600	上山市
	柏木川	三次	左岸　上山市大字楢下字柏木1571番地先 右岸　同市同大字同字1573番地先	金山川への合流点	3,240	上山市
	菖蒲川	二次	左岸　上山市菖蒲字戸中沢1910番地先 右岸　同市菖蒲字滝ノ上600番の丙地先	須川への合流点	2,300	上山市
	石子沢川	一次	左岸　山形県東村山郡中山町大字柳沢字荷柄橋1210番の8地先 右岸　同町同大字字堀切山楯1794番の3地先	山形県東村山郡中山町大字長崎字村下8039番の24地先の県道橋下流端	3,600	中山町
	新堀川	二次	左岸　山形県東村山郡中山町大字長崎字立道3492番の3地先 右岸　同町大字達磨寺字西屋浦405番の2地先	石子沢川への合流点	1,900	中山町
	不動沢川	一次	左岸　山形県東村山郡中山町大字岡字松荷184番地先 右岸　同町同大字字堂北183番の1地先	最上川への合流点	1,200	中山町
	月布川	一次	左岸　山形県西村山郡大江町大字柳川字コビ山1番地先 右岸　同町同大字字大滝沢1番地先	同上	24,200	大江町
	市の沢川	二次	左岸　山形県西村山郡大江町本郷字上屋敷戊320番の1地先 右岸　同町本郷字見引沢328番の1地先	月布川への合流点	1,700	大江町
	所部川	二次	左岸　山形県西村山郡大江町大字所部字上マキ398番の36地先 右岸　同郡朝日町大字大谷字模様見田1761番地先	同上	2,500	大江町 朝日町
	梵字川	二次	左岸　山形県西村山郡大江町大字本郷字堰口甲465番地先 右岸　同町同大字同字甲467番地先	同上	700	大江町
	小釿川	二次	左岸　山形県西村山郡大江町大字小釿字小マキ408番の1地先 右岸　同町同大字字草刈場246番の3地先	同上	1,300	大江町
	小清川	二次	左岸　山形県西村山郡大江町大字小清(字経七田)336番の乙地先 右岸　同町同大字(同字)729番地先	同上	4,300	大江町
	小柳川	二次	左岸　山形県西村山郡大江町大字黒森字木徳沢398番地先 右岸　同町同大字字黒森383番の1地先	同上	1,800	大江町
	大瀬川	二次	山形県西村山郡大江町大字沢口字なべこし700番の乙地先の中崎橋	同上	4,900	大江町
	徳沢川	二次	左岸　山形県西村山郡大江町大字柳川字青柳沢677番の16地先 右岸　同町同大字同字674番の巳地先	同上	800	大江町
	送橋川	一次	左岸　山形県西村山郡朝日町水本字不日当140番の1地先 右岸　同県東村山郡山辺町北作字上芦沢2617番地先	最上川への合流点	10,600	山辺町 朝日町
	沢上川	二次	左岸　山形県東村山郡山辺町大字畑谷字上郷1478番地先 右岸　同町同大字同字1688番地先	送橋川への合流点	8,500	山辺町 朝日町
	朝日川	一次	朝日俣沢の合流点 (左岸　山形県西村山郡朝日町大字立木番外地28林班に小班 右岸　同町同大字番外地14林班に小班	最上川への合流点	21,920	朝日町
	大石沢川	二次	椎子沢の合流点	朝日川への合流点	1,080	朝日町
	ヌルマタ川	二次	大留沢の合流点	同上	1,870	朝日町
	平田川	一次	山形県西置賜郡白鷹町大字中山字丸森2643番の4地先の町道橋下流端	最上川への合流点	3,600	白鷹町
	実淵川	一次	左岸　山形県西置賜郡白鷹町大字黒鴨字矢櫃2156番の13地先 右岸　同町同大字字大豆2194番の18地先	同上	8,037	白鷹町
	黒沢川	二次	山形県西置賜郡白鷹町大字深山字黒沢三2649番地先の砂防堰堤下流端	実淵川への合流点	1,200	白鷹町
	荒砥川	一次	山形県西置賜郡白鷹町大字滝野字小関1839番の2地先の小口橋	最上川への合流点	6,100	白鷹町
	草木沢川	二次	左岸　山形県西置賜郡白鷹町十王字粕塚3183番の1地先 右岸　同町十王同字3185番の3地先	荒砥川への合流点	500	白鷹町
	米沢川	二次	左岸　山形県西置賜郡白鷹町大字十王字小四王窪1860番地先 右岸　同町大字滝野字砥石445番地先	同上	1,000	白鷹町
	萩野川	二次	山形県西置賜郡白鷹町大字萩野字小橋1982番の2地先の萩野橋	同上	2,300	白鷹町
	八幡川	一次	西置賜郡白鷹町大字山口字遠藤前2474番地先	最上川への合流点	3,000	白鷹町
	貝生川	一次	左岸　山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤字海生1021番の丁地先 (八幡沢合流点) 右岸　同町同大字同字1021番地先	同上	5,000	白鷹町
	思川	一次	山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤字滝の原2番地先の杉沢橋	同上	5,300	白鷹町
	耳堂川	二次	山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤字君ヶ入5916番地先の砂防堰堤	思川への合流点	2,500	白鷹町
	絹市川	一次	左岸　山形県西置賜郡白鷹町大字横田尻字道家裏6444番地先 右岸　同町同大字字山道脇6392番地先	最上川への合流点	3,700	白鷹町
	中の沢川	二次	山形県西置賜郡白鷹町大字横田尻字毘沙門前6027番の1地先の県道橋下流端	絹市川への合流点	2,400	白鷹町

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿岸市町村
	臼ヶ沢川	二次	左岸　山形県西置賜郡白鷹町大字横田尻字池端十二7165番地先 右岸　同町同大字字北山道二6874番地先	同上	1,900	白鷹町
	小鮎貝川	一次	山形県西置賜郡白鷹町大字高玉字竜門滝4166番の1地先	最上川への合流点	5,400	白鷹町
	大鮎貝川	一次	山形県西置賜郡白鷹町大字高玉字岩屋沢4171番地先	同上	3,900	白鷹町
	草岡川	一次	長井市大字草岡字大石沢2642番地先	同上	6,600	長井市
	大沢川	一次	長井市大字白兎字南俣3164番地先	草岡川への合流点	3,000	長井市
	田沢川	二次	長井市大字勧進代字鉾立2567番地先	同上	3,600	長井市
	平沢川	二次	長井市大字勧進代字中の沢2566番地先	同上	3,400	長井市
	出来沢川	二次	長井市大字草岡字館の口2329番地先	同上	3,300	長井市
	岩ケ沢川	三次	左岸　長井市大字草岡字岩ヶ沢1520番地先 右岸　同市同大字同字1525番地先	出来沢川への合流点	1,500	長井市
	水無川	二次	長井市大字寺泉字水無沢4269番地先	草岡川への合流点	4,800	長井市
	北の沢川	三次	長井市川原沢字大沢1370番地先の砂防堰堤	水無川への合流点	3,700	長井市
	森ケ沢川	一次	山形県西置賜郡白鷹町大字浅立字夫婦岩4318番地先	最上川への合流点	3,500	長井市
	置賜野川	一次	左岸　長井市大字寺泉背手府4361番地先 右岸　同市同大字字長沢4360番地先	左岸　長井市大字寺泉字桶沢国有林61林班い小班地先 右岸　同市大字平野字板沢国有林50林班む小班地先	5,000	長井市
			左岸　長井市大字寺泉字化物沢国有林681林班い小班地先 右岸　同市大字平野字北脇ノ沢4164番地の1地先	最上川への合流点	9,300	
	三合田川	二次	長井市大字北桑沢4263番地先	置賜野川への合流点	2,400	長井市
	安の沢川	三次	長井市寺泉字安の沢4202番地先の砂防堰堤	三合田川への合流点	1,400	長井市
	中沢川	二次	左岸　長井市大字寺泉字五百沢4342番地先（野川合流点から1,600米上流の地点） 右岸　同市同大字字大八沢4341番地先	同上	1,600	長井市
	福田川	一次	左岸　山形県西置賜郡飯豊町大字中字馬場946番の6地先 右岸　同町同大字同字946番の3地先	最上川への合流点	4,600	長井市 飯豊町
	置賜白川	一次	左岸　山形県西置賜郡飯豊町大字岩倉字鍵掛873番地先 右岸　同町同大字字脇沢899番の1地先	左岸　山形県西置賜郡飯豊町大字上原字下道下368番の1地先の標柱 右岸　同町同大字字上角間田217番の丙地先の標柱	10,900	長井市 飯豊町
			左岸　山形県西置賜郡飯豊町大字高峰字上坪深4236番の2地先の標柱 右岸　同町同大字字安道寺4092番地先の標柱	左岸　長井市時庭字中島川原564番の9地先 右岸　同市歌丸字下川原一2182番の9地先	17,000	
	萩生川	二次	左岸　山形県西置賜郡飯豊町大字萩生字大平2980番地先 右岸　同町同大字同字3005番地先	置賜白川への合流点	8,000	飯豊町
	小白川	二次	左岸　山形県西置賜郡飯豊町大字小白川字坪沼3620番地先 右岸　同町同大字字正計山3220番地先	同上	5,500	飯豊町
	宇津川	二次	左岸　山形県西置賜郡飯豊町大字手の子字二ノ沢2283番地先 右岸　同町同大字字水上238番の1地先	同上	4,600	飯豊町
	手ノ子沢川	二次	左岸　山形県西置賜郡飯豊町大字高峰赤イ田ニ2306番の3地先 右岸　同町同大字字秋浦沢4044番地先	同上	2,500	飯豊町
	広河原川	二次	左岸　山形県西置賜郡飯豊町大字広河原字滝ノ沢481番の1地先 右岸　同町同大字字蛇平442番の1地先	左岸　山形県西置賜郡飯豊町大字上原字袖野沢519番の4地先の標柱 右岸　同町同大字字市野原166番の3地先	6,000	飯豊町
	小屋川	三次	左岸　山形県西置賜郡飯豊町大字小屋字大滝沢705番の9地先 右岸　同町同大字字大畑2番地先	左岸　山形県西置賜郡飯豊町大字上原字日蔭159番地先の標柱 右岸　同町大字須郷字大太郎向34番の10地先	6,000	飯豊町
	所沢川	四次	山形県西置賜郡飯豊町大字小屋字八十苅407番の2地先の砂防堰堤	小屋川への合流点	440	飯豊町
	二の沢川	五次	山形県西置賜郡飯豊町大字小屋字五十苅361番地先の砂防堰堤	所沢川への合流点	200	飯豊町
	宇津沢川	二次	左岸　山形県西置賜郡飯豊町大字字津沢字中の口310番地先 右岸　同町同大字字岩折戸307番地先	置賜野川への合流点	2,740	飯豊町
	遅谷川	二次	左岸　山形県西置賜郡飯豊町大字遅谷字起戸沢727番地先 右岸　同町同大字字藤次沢781番の1地先	同上	4,000	飯豊町
	潜滝沢川	二次	左岸　山形県西置賜郡飯豊町大字下屋地字牛馬屋294番地先 右岸　同町同大字字上平沢310番地先	同上	1,800	飯豊町

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿岸市町村
	やるみ沢川	二次	左岸　山形県西置賜郡飯豊町大字白川字柳沢358番の乙地先 右岸　同町同大字同字357番地先	同上	1,300	飯豊町
	小稲沢川	二次	山形県西置賜郡飯豊町大字岩倉字小稲沢806番の1地先の上流端を示す標柱	同上	400	飯豊町
	逆川	一次	長井市大字上伊佐沢字山上4174番地先	最上川への合流点	5,000	長井市
	沼田川	一次	長井市今泉字炙喰49番の5地先の町道橋下流端	同上	3,255	飯豊町 川西町
	元宿川	一次	左岸　山形県東置賜郡川西町大字小松字西常光橋1351番地先 右岸　同町同大字同字1350番地先	山形県東置賜郡川西町大字西大塚字元宿壱262番の1地先の町道橋下流端	2,000	川西町
	犬川	一次	山形県東置賜郡川西町(大字)玉庭字同心327番の1地先	同上	28,000	川西町
	黒川	二次	左岸　山形県東置賜郡川西町大字大舟字長峰下398番の50地先 右岸　同町同大字同字398番地先	犬川への合流点	15,600	川西町
	穴塚川	三次	山形県東置賜郡川西町大字上小松字雇2657番地先の鉄道橋下流端	黒川への合流点	1,300	川西町
	渋川	三次	山形県東置賜郡川西町大字時田字街道東49番の1地先の国道橋	同上	2,800	川西町
	逆沢川	一次	左岸　山形県東置賜郡川西町大字大舟字東前田100番地先 右岸　同町同大字同字91番地先	同上	2,800	川西町
	北沢川	二次	左岸　山形県東置賜郡川西町大字朴沢字大西中2018番地先 右岸　同町同大字同字2017番地先	犬川への合流点	1,600	川西町
	ウルイ沢川	三次	左岸　山形県東置賜郡川西町大字朴沢字中大谷2100番地先 右岸　同町同大字同字2102番地先	北沢川への合流点	1,200	川西町
	軽井沢川	二次	左岸　山形県東置賜郡川西町大字玉庭字腰巡3762番地先 右岸　同町同大字字石田3768番地先	犬川への合流点	1,900	川西町
	高野沢川	二次	左岸　山形県東置賜郡川西町大字玉庭字塚田6154番の乙地先 右岸　同町同大字同字6150番地先	同上	3,800	川西町
	浅俣川	二次	左岸　山形県東置賜郡川西町大字玉庭字スマ田379番の乙地先 右岸　同町同大字字クミノ木沢7005番の1地先	同上	700	川西町
	織機川	一次	左岸　南陽市漆山字矢の沢口東2485番の丙地先 右岸　同市漆山字矢の沢口西2482番の2地先	最上川への合流点	7,500	南陽市
	界川	一次	左岸　山形県東置賜郡川西町大字東大塚字中谷地331番地先 右岸　同町大字高山字沼田1949番地先	同上	700	川西町
	上無川	一次	左岸　南陽市池黒字斎藤929番の24地先 右岸　同市池黒字扇田1140番の1地先	同上	6,900	南陽市 川西町
	誕生川	一次	左岸　米沢市広幡町上小菅字落合屋敷(壱1688番)地先 右岸　同市同町上小菅字五節平沢1685番の乙地先	山形県東置賜郡川西町大字高山字八幡堂東900番地先の県道橋下流端	9,900	米沢市 川西町
	万福寺川	二次	左岸　山形県東置賜郡川西町吉田字長沢野3270番の1地先 右岸　同町吉田字堂の西3311番の1地先	誕生川への合流点	560	川西町
	吉野川	一次	左岸　南陽市小滝字組沢1番の999地先 右岸　同市小滝同字2番の1002地先	南陽市大橋字下宿浦1043番の3地先の鉄道橋下流端	26,694	南陽市 高畠町
	棒川	二次	左岸　山形県東置賜郡高畠町大字深沼字熊野678番地先 右岸　同町同大字字砂押682番地先	吉野川への合流点	1,120	南陽市 高畠町
	屋代川	二次	左岸　山形県東置賜郡高畠町大字二井宿字二重坂6949番の1地先 右岸　同町同大字同字6955番地先	同上	18,200	南陽市 高畠町
	蛭沢川	三次	左岸　山形県東置賜郡高畠町大字安久津字蛭沢263番の9地先(の道路) 右岸　同町同大字同字地先	屋代川への合流点	3,500	高畠町
	下有無川	三次	山形県東置賜郡高畠町大字高畠字大沢山3693番の1地先	同上	4,600	高畠町
	奈良坂川	四次	左岸　山形県東置賜郡高畠町大字高畠字奈良坂3562番22地先 右岸　同町同大字同字3562番16地先	下有無川への合流点	1,620	高畠町
	上有無川	三次	産母女沢の合流点	屋代川への合流点	2,800	高畠町
	大滝川	三次	山形県東置賜郡高畠町大字二井宿字宿2350番の1地先の町道橋下流端	同上	900	高畠町
	和田川	一次	山形県東置賜郡高畠町大字元和田元北和田字堂場東110番の1地先の県道橋下流端	山形県東置賜郡高畠町大字夏茂元津久茂字都雲参60番地先の国道橋下流端	7,000	高畠町
	函川	二次	山形県東置賜郡高畠町大字一本柳字平方991番の7地先の町道橋下流端	和田川への合流点	1,300	高畠町
	鬼面川 (大樽川を含む)	一次	不洞沢の合流点	左岸　山形県東置賜郡高畠町大字上平柳字下在家1937番の14地先 右岸　同町同字北五百野1954番の9地先	32,358	米沢市 高畠町 川西町
	大樽川	二次	左岸　米沢市大字関字太郎左衛門沢3969番地先 右岸　同市同大字字石切3938番地先	鬼面川への合流点	18,400	米沢市
	太田川	三次	左岸　米沢市大字簗沢字唐戸屋口6299番地先 右岸　同市同大字字向平栗6294番地先	大樽川への合流点	5,700	米沢市
	綱木川	三次	米沢市大字綱木字滝尻236番地先の治山堰堤下流端	同上	9,750	米沢市
	烏川	四次	左岸　米沢市大字簗沢字白畑8番地先 右岸　同市同大字字中丸沢6981番の12地先	綱木川への合流点	1,650	米沢市
	砂川	一次	左岸　山形県東置賜郡高畠町大字下和田字砂田927番地先 (相の沢の合流点) 右岸　同町同大字字橋本810番地	最上川への合流点	9,700	高畠町

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿岸市町村
	稲子川	二次	左岸　山形県東置賜郡高畠町大字上和田上組字稲子原2713番地先 右岸　同町同大字同字2716番地先	砂川への合流点	2,400	高畠町
	天王川	一次	左岸　米沢市万世町梓山字一の沢原5518番地先 右岸　同市同町梓山字菅原5498番地先	米沢市大字下新田字袖谷地516番地先の県道橋下流端	17,020	米沢市
	馬橋川	一次	米沢市大字川井字上谷地46番地先の県道橋下流端	同上	4,000	米沢市
	小黒川	二次	山形県東置賜郡高畠町大字上和田上組字小黒川1585番地先	天王川への合流点	8,300	米沢市 高畠町
	土会川	二次	左岸　山形県東置賜郡高畠町大字上和田字海上2011番地先 右岸　同町同大字同字2010番地先	同上	6,000	高畠町
	羽黒川	一次	左岸　米沢市大字大沢字伊加津知495番地先 右岸　同市同大字字面淵平984番地先	最上川への合流点	16,700	米沢市
	刈安川	二次	左岸　米沢市万世町刈安字小向イ1267番地先 右岸　同市万世町刈安字窪方687番の2地先	羽黒川への合流点	4,615	米沢市
	前ケ沢川	三次	左岸　米沢市大字三沢字石仏(2)3409番地先 右岸　同市同大字同字24875番の1地先	刈安川への合流点	2,060	米沢市
	矢沢川	三次	左岸　米沢市大字関根字孫作矢沢23500番地先 右岸　同市大字三沢字藤平口2366番地先	同上	1,600	米沢市
	大小屋川	二次	左岸　米沢市大字大小屋字鶴見溝1323番の2地先 右岸　同市同大字字梢平1407番の1地先	羽黒川への合流点	1,100	米沢市
	堀立川	一次	左岸　米沢市大字李山上宮志田6062番の1地先 右岸　同市同大字字下宮志田6150番の1地先	最上川への合流点	10,800	米沢市
	蛭川	二次	左岸　米沢市遠山町字上の在家堀間616番地先 右岸　同市古志田町83番地先	堀立川への合流点	2,100	米沢市
	出茂川	三次	左岸　米沢市遠山町字石樋7番の2地先 右岸　同市同町字石樋東2298番地先	蛭川への合流点	925	米沢市
対象河川計（最上川県管理区間含む）				215河川	1,145,895	

水　系	河　川　名	支　川	ダム名	目的	設置者	管理者	沿岸市町村
最上川	寒河江川		寒河江ダム	FNAWP	国土交通省 東北地方整備局	最上川ダム統合管理事務所	西川町
	置賜白川		白川ダム	FNAWIP	国土交通省 東北地方整備局	最上川ダム統合管理事務所 白川ダム管理支所	飯豊町
	置賜野川		長井ダム	FNAWP	国土交通省 東北地方整備局	最上川ダム統合管理事務所 長井ダム管理支所	長井市
	置賜野川		木地山ダム	NP	山形県 県土整備部	山形県 置賜総合支庁建設部 西置賜河川砂防課	長井市
	馬見ヶ崎川		蔵王ダム	FNW管P	山形県 県土整備部	山形県 村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課	山形市
	須川	前川	前川ダム	FN	山形県 県土整備部	山形県 村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課	上山市
	白水川		白水川ダム	FNA管P	山形県 県土整備部	山形県 村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課	東根市
	鬼面川	綱木川	綱木川ダム	FNW管P	山形県 県土整備部	山形県 置賜総合支庁建設部 河川砂防課	米沢市
	押切川	留山川	留山川ダム	FN	山形県 県土整備部	山形県 村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課	天童市
	最上川		上郷ダム	P	東北電力株式会社	東北電力株式会社 山形発電技術センター	朝日町
	寒河江川		水ヶ瀞ダム	P	東北電力株式会社	東北電力株式会社 山形発電技術センター	西川町
	羽黒川	刈安川	水窪ダム	AWI	農林水産省 東北農政局 西奥羽土地改良調査事務所	山形県 置賜総合支庁産業経済部 農村整備課	米沢市
	須川	生居川	生居川ダム	A	山形県 農林水産部	上山市土地改良区	上山市
	朝日川		木川ダム	P	山形県 企業局	山形県 企業局 村山電気水道事務所	朝日町
	須川	菖蒲川	菖蒲川ダム	A	山形県 農林水産部	上山市土地改良区	上山市
	須川	本沢川	本沢ダム	A	山形県 農林水産部	最上川中流土地改良区	上山市
対象ダム計			16管理ダム				

最上川中流大規模氾濫時の減災対策協議会規約

（設置）

第１条　「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第三十一号）」第十五条の九及び第十五条の十の規定に基づき、同項に規定する大規模氾濫減災協議会を置く。

（名称）

第２条　前条の大規模氾濫減災協議会は、「最上川中流大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」）という。

２　最上川中流とは、新庄河川事務所が管理する最上川、鮭川、泉田川、真室川、金山川、最上小国川、丹生川、及び山形県が管理する別表３の最上川支川、及び別表４の管理ダムを指すものとする。

（目的）

第３条　協議会は、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」への意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第４条　協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３　事務局は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第５条　協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

１．現状の水害リスクや取組状況の共有

２．円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等による浸水被害の軽減を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事をまとめた「地域の取組方針」の作成

３．「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

４．その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（幹事会の構成）

第６条　協議会の下に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

３　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５　事務局は、幹事会に諮り、第２項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（会議の公開）

第７条　協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。

２　幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

第８条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第９条　協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

２　協議会及び幹事会の事務局は、新庄河川事務所（調査課）及び山形県（県土整備部河川課）が行う。

（雑則）

第１０条　この規約に定めるもののほか、協議必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第１１条　本規約は、平成２８年　５月２７日から施行する。

平成２９年　５月２９日改正
平成３０年　５月３１日改正
令和 元 年　５月２９日改正
令和 ２ 年　７月　２日改正
令和 ６ 年　９月　２日改定
令和 ７ 年１２月２５日改定

別表１

（構成員）　新庄市長

尾花沢市長

大石田町長

金山町長

最上町長

舟形町長

真室川町長

大蔵村長

鮭川村長

戸沢村長

最上広域市町村圏事務組合 理事長

農林水産省東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長

気象庁　山形地方気象台長

山形県　防災くらし安心部　防災危機管理課長

山形県　農林水産部　農村整備課長

山形県　県土整備部　河川課長

山形県　県土整備部　砂防・災害対策課長

山形県　村山総合支庁　建設部長

山形県　最上総合支庁　建設部長

国土交通省東北地方整備局　新庄河川事務所長

（事務局）　国土交通省東北地方整備局　新庄河川事務所　流域治水課

山形県県土整備部　河川課

別表２

（構成員）　新庄市　防災危機管理課長

尾花沢市　防災危機管理課長

大石田町　総務課長

金山町　町民税務課長

最上町　総務企画課長危機管理室長

舟形町　住民税務課長

真室川町　総務課課長補佐

大蔵村　総務課危機管理室長

鮭川村　住民税務課危機管理監

戸沢村　危機管理課長

最上広域市町村圏事務組合 事務局長兼業務課長

農林水産省東北農政局　西奥羽土地改良調査管理事務所　最上川支所長

気象庁　山形地方気象台　防災管理官

山形県　防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐

山形県 農林水産部 農村整備課 課長補佐

山形県　県土整備部　河川課　課長補佐

山形県　県土整備部　砂防・災害対策課　課長補佐

山形県　村山総合支庁総務企画部　総務課　防災安全室長

山形県　村山総合支庁建設部　北村山河川砂防課長

山形県　最上総合支庁建設部　河川砂防課長

山形県　最上総合支庁建設部　高坂ダム管理課長

山形県　最上総合支庁総務企画部　総務課　防災安全室長

国土交通省東北地方整備局　新庄河川事務所　副所長（河川）

国土交通省東北地方整備局　新庄河川事務所　副所長（砂防）

（事務局）　国土交通省東北地方整備局　新庄河川事務所　流域治水課

山形県県土整備部　河川課

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
最上川	余ケ沢川	一次	左岸 山形県最上郡戸沢村大字古口字柏沢3010番地先 右岸 同村同大字同字3003番地先	同上	700	戸沢村
	糠塚川	一次	左岸 山形県最上郡戸沢村大字古口1039番地先 右岸 同村同大字1047番地先	同上	1,500	戸沢村
	角川	一次	左岸 山形県最上郡戸沢村大字角川字明戸975番の8地先 右岸 同村同大字同字1903番地先	同上	13,550	戸沢村
	中の沢川	二次	山形県最上郡戸沢村大字角川字中沢72番地の2地先の上流端を示す標柱	角川への合流点	490	戸沢村
	鹿沢川	二次	左岸 山形県最上郡戸沢村大字角川字鹿沢1772番の1地先 右岸 同村同大字同字213番地先	同上	1,000	戸沢村
	沢内川	二次	左岸 山形県最上郡戸沢村大字角川字片倉1053番の16地先 右岸 同村同大字同字1906番の16地先	同上	4,800	戸沢村
	田の沢川	三次	左岸 山形県最上郡戸沢村大字角川字佐越681番地先 右岸 同村同大字同字682番の15地先	沢内川への合流点	1,000	戸沢村
	上野川	三次	山形県最上郡戸沢村大字角川字上野台3899番地先の砂防堰堤	同上	3,500	戸沢村
	栃山川	二次	左岸 山形県最上郡戸沢村大字角川字吾屋敷1051番の3地先 右岸 同村同大字同字1026番の28地先	角川への合流点	3,500	戸沢村
	長倉川	二次	左岸 山形県最上郡戸沢村大字角川国有林65班の1地先 右岸 同村同大字国有林67班地先	同上	6,000	戸沢村
	坊の沢川	一次	山形県最上郡戸沢村大字古口字古口293番地の3地先の国鉄橋下流端	最上川への合流点	280	戸沢村
	砂子沢川	一次	左岸 山形県最上郡戸沢村大字角川字真木山2857番地先 右岸 同村同大字国有林87林班は小班地先	同上	5,000	戸沢村
	角間沢川	一次	左岸 山形県最上郡戸沢村大字蔵岡字堤下4番地先 右岸 同村同大字同字3番地先	同上	1,500	戸沢村
	鮭川	一次	左岸 山形県最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境国有林39林班い小班地先 右岸 同町同大字同字国有林27林班い小班地先	山形県最上郡真室川町大字大沢字以上沢向3840番の1地先の県道橋	25,164	真室川町
	濁沢川	二次	左岸 山形県最上郡戸沢村大字神田字鹿野沢1981番地先 右岸 同村同大字同字1910番地先	鮭川への合流点	8,100	戸沢村
	市の沢川	三次	左岸 山形県最上郡戸沢村大字神田字市の沢589番地先 右岸 同村同大字同字1643番地先	濁沢川への合流点	1,000	戸沢村
	中沢川	三次	左岸 山形県最上郡戸沢村大字神田字杉沢72番の1地先 右岸 同村同大字同字72番地先	同上	1,300	戸沢村
	升形川	二次	左岸 新庄市大字金沢字立石山3026番の1地先 右岸 同市同大字同字3026番の2地先	鮭川への合流点	15,900	新庄市
	金堀沢川	三次	左岸 山形県最上郡鮭川村大字川口字石神沢2079番地先 右岸 同村同大字同字2080番地先	升形川への合流点	4,200	新庄市 鮭川村
	門ケ沢川	三次	左岸 新庄市飛田字蛇塚1002番地先 右岸 同市十日町同字1016番の1地先	同上	2,500	新庄市
	指首野川	四次	大以良川からの分派点	同上	10,500	新庄市
	吉沢川	五次	左岸 新庄市大字萩野字杢蔵2733番地先 右岸 同市同大字同字2968番地先	指首野川への合流点	2,200	新庄市
	大以良川	三次	左岸 新庄市大字萩野字大以良川3309番の71地先 右岸 同市同大字同字3309番の5地先	泉田川への合流点	3,200	新庄市
	中の川	四次	新中の川からの分派点	升形川への合流点	2,600	新庄市
	新中の川	三次	新庄市金沢字関屋4527番地先の市道橋下流端	同上	1,330	新庄市
	田沢川	二次	左岸 山形県最上郡戸沢村大字松坂字田沢尻312番地先 右岸 同村同大字字下田沢29番地先	鮭川への合流点	8,000	戸沢村
	野口川	三次	左岸 山形県最上郡戸沢村大字松坂字上曲川沢102番地先 右岸 同村同大字同字265番地先	田沢川への合流点	2,300	戸沢村
	泉田川	二次	黒竹沢の合流点	山形県最上郡鮭川村大字川口字川口2639番の7地先の県道橋	22,170	新庄市 鮭川村
	絵馬河川	三次	左岸 山形県最上郡鮭川村大字川口字ニタ又5番の1地先 右岸 同村同大字同字4番の11地先	泉田川への合流点	6,400	鮭川村
	寒水沢川	三次	新庄市十日町字中谷地5239番の2地先の県道函渠上流端	同上	3,400	新庄市 鮭川村
	水上川	三次	左岸 新庄市十日町字真室道5176番地先 右岸 同市十日町同字官有地112番地先	同上	1,700	新庄市 鮭川村
	小以良川	三次	新庄市大字萩野字小以良川国有林63林班い小班地先の上流端を示す標柱	同上	1,800	新庄市
	五百刈川	二次	山形県最上郡鮭川村大字川口字鶴田野3256番	鮭川への合流点	1,244	鮭川村
	観座川	二次	山形県最上郡鮭川村大字川口字上野中沢1516番の1地先の県道橋下流端	同上	1,400	鮭川村
	沼前川	二次	左岸 山形県最上郡鮭川村大字京塚字佐渡沢国有林7林班チ小班地先 右岸 同村同大字字佐渡沢2223番地先	同上	3,300	鮭川村
	曲川	二次	小芦沢の合流点	同上	16,700	鮭川村
	羽根沢川	三次	左岸 山形県最上郡鮭川村大字中渡字鷹の巣2166番地先 右岸 同村同大字字蒲谷地1736番地先	曲川への合流点	6,500	鮭川村

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
	最上中沢川	三次	山形県最上郡鮭川村大字曲川字中沢地先の中沢堰堤	同上	2,500	鮭川村
	西郡川	三次	山形県最上郡真室川町大字大沢字西郡山大木平国有林4林班は小班地先の林道橋下流端	同上	15,700	真室川町 鮭川村
	大芦沢川	三次	堀鰐沢の合流点	同上	1,500	鮭川村
	最上内川	二次	左岸 新庄市大字泉田字前横根山3487番の24地先 右岸 同市大字昭和字昭和1121番の4地先	鮭川への合流点	11,500	新庄市 鮭川村
	荒沢川	三次	左岸 山形県最上郡鮭川村大字京塚字荒沢871番地先 右岸 同村同大字字牛潜山3211番地先	最上内川への合流点	2,900	鮭川村
	取上石川	四次	左岸 山形県最上郡鮭川村大字京塚字取上石926番地先 右岸 同村同大字同字922番地先	荒沢川への合流点	1,200	鮭川村
	長沢前川	三次	左岸 新庄市大字昭和字昭和801番の1地先 右岸 同市同大字同字1310番地先	最上内川への合流点	5,360	新庄市、金山町 鮭川村
	真室川	二次	塩根堰堤	左岸 山形県最上郡真室川町大字川の内字悪土2005番地先 右岸 同町同大字字高沢1683番の4地先	30,600	真室川町
	石名坂川	三次	最上内川からの分派点	真室川への合流点	1,700	真室川町 鮭川村
	秋山沢川	三次	左岸 山形県最上郡真室川町大字内町字下野野村351番の1地先 右岸 同町同大字字上野野村1176番地先	真室川への合流点	3,150	真室川町
	宮沢川	三次	左岸 山形県最上郡真室川町大字川ノ内字高沢山3088番の1地先 右岸 同町大字木ノ下字新林国有林真室川事業区73林班と小班地先	同上	1,100	真室川町
	金山川	三次	左岸 山形県最上郡金山町大字有屋字神室山国有林153林班は小班地先 右岸 同町同大字同字国有林150林班と小班地先	左岸 金山町大字山崎字先藁防野214番の1地先 右岸 同町同大字字三枝1615番地先	14,000	金山町
	黒森沢川	四次	左岸 山形県最上郡金山町大字有屋字大灌水国有林148林班に小班地先 右岸 同町同大字同字国有林147林班い小班地先	金山川への合流点	1,700	金山町
	松ケ沢川	五次	左岸 山形県最上郡金山町大字有屋字大清水国有林149林班に小班地先 右岸 同町同大字同字国有林149林班い小班地先	黒森沢川への合流点	550	金山町
	糸出沢川	四次	左岸 山形県最上郡真室川町大字平岡字片杉野1686番の1地先 右岸 同町同大字字平岡1678番の1地先	金山川への合流点	460	真室川町
	堂前川	四次	金山川からの分派点	同上	1,000	真室川町
	西の沢川	四次	左岸 山形県最上郡金山町大字飛森字菅越山851番地先 右岸 同町同大字字菅越277番地先	同上	4,600	金山町 真室川町
	舟木沢川	四次	山形県最上郡金山町大字朴山字板橋野551番地先の上流端を示す標柱	同上	1,700	金山町 真室川町
	鍋倉川	四次	新庄市大字萩野赤坂東3番の1地先の市道橋下流端	同上	6,400	新庄市 真室川町
	猪の沢川	四次	左岸 山形県最上郡金山町大字金山字弥蔵沢1909番の1地先 右岸 同町同大字字入田表752番の10地先	同上	6,500	金山町 真室川町
	上台川	四次	左岸 山形県最上郡金山町大字金山字蒲沢2029番の1地先 右岸 同町同大字同字1207番の2地先	同上	11,200	金山町
	沙河川	五次	左岸 山形県最上郡金山町大字金山字南沢30番8地先 右岸 同町同大字同字12番1地先	上台川への合流点	3,000	金山町
	桝沢川	五次	左岸 山形県最上郡金山町大字下野明字桝沢305番の1地先 右岸 同町同大字同字305番の2地先	同上	3,780	金山町
	入田茂沢川	五次	左岸 山形県最上郡金山町大字金山字入田茂沢1553番地先 右岸 同町同大字同字1552番地先	同上	2,300	金山町
	本蒲沢川	五次	左岸 山形県最上郡金山町大字金山字蒲沢1221番地先 右岸 同町同大字字一ノ倉2013番地先	同上	1,200	金山町
	谷源寺川	四次	山形県最上郡金山町大字有屋字宮外沢587番の2地先の県道橋下流端	金山川への合流点	3,200	金山町
	大清水川	四次	山形県最上郡金山町大字有屋字大清水1239番地先の上流端を示す標柱	同上	1,000	金山町
	大石川	三次	左岸 山形県最上郡金山町大字飛森字日当沢386番地先 右岸 同町同大字同字388番の1地先	真室川への合流点	6,900	金山町 真室川町
	水神沢川	三次	左岸 山形県最上郡真室川町大字川ノ内字水上山国有林真室川事業区77林班た小班地先 右岸 同町同大字字水上沢254番乙号地先	真室川への合流点	1,900	真室川町
	三の滝川	三次	左岸 山形県最上郡真室川町大字川ノ内字三の滝9番の2地先 右岸 同町同大字字高戸国有林79林班テ小林班地先	同上	5,000	真室川町
	中田春木川	三次	左岸 山形県最上郡金山町大字中田字杉沢山653番地先 右岸 同町同大字字上杉沢入278番の6地先	同上	13,500	金山町 真室川町
	後川	四次	左岸 山形県最上郡金山町大字飛ノ森字後川684番地先 右岸 同町同大字同字683番地先	中田春木川への合流点	4,700	金山町
	板ケ沢川	四次	左岸 山形県最上郡金山町大字中田字板ヶ沢山842番の1地先 右岸 同町同大字同字706番の1地先	同上	1,000	金山町
	外沢川	四次	左岸 山形県最上郡金山町大字中田字外の沢山761番の5地先 右岸 同町同大字字外の沢12番の6地先	中田春木川への合流点	6,170	金山町

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
	主寝坂沢川	五次	左岸 山形県最上郡金山町大字中田字主寝坂1番の9地先 右岸 同町同大字同字1番の21地先	外沢川への合流点	2,000	金山町
	明採沢川	四次	左岸 山形県最上郡金山町大字有屋字長ノ沢273番の4地先 右岸 同町同大字同字273番の2地先	中田春木への合流点	3,000	金山町
	小足沢川	三次	左岸 山形県最上郡真室川町大字大滝字小足沢260番の2地先 右岸 同町同大字同字252番地先	真室川への合流点	1,300	真室川町
	朴木沢川	三次	左岸 山形県最上郡真室川町大字及位字朴木沢450番の3地先 右岸 同町同大字同字452番の1地先	同上	2,200	真室川町
	朽ノ木沢川	四次	山形県最上郡真室川町大字及位字朴木沢432番の8地先の国鉄橋下流端	朴木沢川への合流点	200	真室川町
	中ノ股川	三次	山形県最上郡真室川町大字及位字中の股538番地先の上流端を示す標柱	真室川への合流点	300	真室川町
	小又川	二次	左岸 山形県最上郡真室川町大字大沢字小又4573番地先 右岸 同町同大字同字1559番地先	鮭川への合流点	11,300	真室川町
	万助川	三次	左岸 山形県最上郡真室川町大字大沢字下小又山1736番地先 右岸 同町同大字同字67番地先	小又川への合流点	2,000	真室川町
	安楽城小国川	二次	左岸 山形県最上郡真室川町大字大沢字舟沢口2662番地先 右岸 同町同大字同字2658番地先	鮭川への合流点	6,300	真室川町
	仙助川	三次	左岸 山形県最上郡真室川町大字大沢字朴野5018の10番地先 右岸 同町同大字字又タヒ2620番の1地先	安楽城小国川への合流点	500	真室川町
	安楽城寺沢川	二次	山形県最上郡真室川町大字差首鍋字西内山1860番の3地先の上流端を示す標柱	鮭川への合流点	1,100	真室川町
	沢内沢川	二次	左岸 山形県最上郡真室川町大字差首鍋字中村965番の乙地先 右岸 同町同大字同字967番の丙地先	同上	550	真室川町
	西川	二次	左岸 山形県最上郡真室川町大字差首鍋字八森沢地先 右岸 同町同大字字西川山地先	同上	4,300	真室川町
	谷地の沢川	二次	左岸 山形県最上郡真室川町大字差首鍋字谷地ノ沢山国有林51林班ほ小班地先 右岸 同町同大字字東内山422番地先	同上	2,900	真室川町
	桧山沢川	二次	山形県最上郡真室川町大字差首鍋字上野1631番の3地先の農業用水路	同上	1,450	真室川町
	新田川	一次	新庄市大字鳥越字八幡沢1番の26地先の砂防堰堤	最上川への合流点	15,200	新庄市
	芦沢川	二次	新庄市大字角沢字芦沢1278番地先の県道橋下流端	新田川への合流点	3,700	大蔵村
	熊の沢川	三次	左岸 山形県最上郡大蔵村大字清水字熊の沢2755番地先 右岸 同村同大字同字2759番地先	芦沢川への合流点	1,400	大蔵村
	新庄内川	二次	新庄市大字鳥越字沢口1886番の1地先の市道橋下流端	新田川への合流点	5,200	新庄市
	桂欠沢川	一次	左岸 山形県最上郡大蔵村大字清水字家の脇3332番の2地先 右岸 同村同大字同字3332番地先	最上川への合流点	1,300	大蔵村
	藤田沢川	一次	左岸 山形県最上郡大蔵村大字清水2973番地先 右岸 同村同大字1816番地先	最上川への合流点	2,200	大蔵村
	銅山川	一次	山形県最上郡大蔵村大字南山字永松地先(の永松発電所)	同上	26,380	大蔵村
	赤松川	二次	山形県最上郡大蔵村大字南山字山立山国有林新庄事業区137林班い小班地先の治山堰堤下流端	銅山川への合流点	9,900	大蔵村
	蝉の沢川	二次	左岸 山形県最上郡大蔵村大字南山字小滝275番地先 右岸 同村同大字同字276番地先	同上	2,500	大蔵村
	深沢川	二次	左岸 山形県最上郡大蔵村大字南山字深沢野4646番の1地先 右岸 同村同大字字湯ノ倉山外1国有林164林班い小班地先	同上	500	大蔵村
	苦水川	二次	左岸 山形県最上郡大蔵村大字南山字苦水660番地先 右岸 同村同大字同字651番地先	同上	3,000	大蔵村
	最上小国川	一次	山形県最上郡最上町大字富沢字大森地先 左岸 山形県最上郡最上町大字富沢字大森2324番の1地先 右岸 同町同大字同字2307番の1地先	左岸 山形県最上郡舟形町富田字矢弓14番の1地先 右岸 同町長者原字長者原1257番の3地先	42,050	最上町 舟形町
	富田川	二次	山形県最上郡舟形町富沢字トドロキ1118番の2地先の県道橋下流端	最上小国川への合流点	400	舟形町
	平沢川	二次	左岸 山形県最上郡舟形町長沢字大焼黒山外6国有林113林班ほ小班地先 右岸 同町長沢字平沢1993番地先	同上	6,900	舟形町
	舟形川	二次	左岸 山形県最上郡舟形町長沢字鼠沢3426番地先 右岸 同町長沢同字3425番地先	同上	4,200	新庄市 舟形町
	長沢目川	二次	左岸 山形県最上郡舟形町大字長沢字長沢目3345番の1地先 右岸 同町同大字字黒森国有林97林班は小班地先	同上	2,880	舟形町
	九郎沢川	二次	左岸 山形県最上郡舟形町大字長沢字九郎沢838番の30地先 右岸 同町同大字同字833番地先	同上	1,700	舟形町
	老の沢川	二次	左岸 山形県最上郡舟形町大字長沢字栩の瀬643番の1地先 右岸 同町同大字字老の沢99番の1地先	同上	1,700	舟形町
	檜原沢川	二次	左岸 山形県最上郡舟形町長沢字檜原14番地先 右岸 同町長沢同字2番の1地先	同上	700	舟形町
	大横川	二次	山形県最上郡最上町大字志茂字親倉見地先	同上	4,800	最上町

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
	刃場川	三次	左岸 山形県最上郡最上町大字志茂字薬師堂958番の6地先 右岸 同町同大字同字925番の52地先	大横川への合流点	3,000	最上町
	小横川	二次	高畑沢への合流点	最上小国川への合流点	5,000	最上町
	郡垂川	二次	山形県最上郡最上町大字志茂字森ノ越246番地先の県道橋下流端	同上	2,200	最上町
	最上白川	二次	左岸 山形県最上郡最上町大字東法田字紫倉10番の19地先 右岸 同町同大字同字長所山1番地先	同上	9,000	最上町
	水無川	三次	左岸 山形県最上郡最上町大字法田字長処山1755番地先 右岸 同町同大字同字1756番の1地先	最上白川への合流点	3,500	最上町
	蔵沢川	二次	左岸 山形県最上郡最上町大字大堀字蔵沢674番の1地先 右岸 同町同大字同字678番地先	最上小国川への合流点	900	最上町
	沢原川	二次	谷地の沢川への合流点	同上	4,300	最上町
	小沢原川	三次	左岸 山形県最上郡最上町大字向町字下沢原446番の1地先 右岸 同町同大字字沢原1602番の54地先	沢原川への合流点	1,350	最上町
	杉の入沢川	二次	左岸 山形県最上郡最上町大字月楯字午房根沢1421番地先 右岸 同町同大字同字1331番の3地先	最上小国川への合流点	4,700	最上町
	熊返川	三次	左岸 山形県最上郡最上町大字月楯字杉ノ入465番の152地先 右岸 同町同大字字熊ノ返国有林向町事業区73林班い小班地先	杉の入沢川への合流点	600	最上町
	反橋川	三次	左岸 山形県最上郡最上町大字月楯字ソリ橋1280番の1地先 右岸 同町同大字字反橋1288番の2地先	杉の入沢川への合流点	1,400	最上町
	満沢川	二次	左岸 山形県最上郡最上町大字満沢字一刎820番地先 右岸 同町同大字同字813番地先	最上小国川への合流点	8,000	最上町
	市の沢川	三次	沼の沢の合流点	満沢川への合流点	3,000	最上町
	背坂川	三次	山形県最上郡最上町大字満沢字背坂国有林向町事業区69林班もの3小班地先の町道橋下流端	同上	1,000	最上町
	菅の沢川	三次	左岸 山形県最上郡最上町大字満沢字菅ノ沢1198番地先 右岸 同町同大字同字1199番地先	同上	1,500	最上町
	絹出川	二次	左岸 山形県最上郡最上町大字向町字前森1039番地先 右岸 同町同大字同字1563番地先	最上小国川への合流点	3,500	最上町
	黒沢川	三次	左岸 山形県最上郡最上町大字黒沢字花立山769番の1地先 右岸 同町同大字同字716番の1地先	絹出川への合流点	3,400	最上町
	火の沢川	三次	左岸 山形県最上郡最上町大字黒沢火の沢山国有林37林班そ小班 右岸 同町同大字字入火の沢120番の5地先	同上	2,600	最上町
	水無沢川	三次	左岸 山形県最上郡最上町大字黒沢火の沢山国有林向町事業区37林班は小班地先 右岸 同町大字向町字前森2135番の1地先	同上	1,900	最上町
	鳥出川	二次	山形県最上郡最上町大字富沢字上牛ヶ首2160番地先	最上小国川への合流点	5,200	最上町
	最上平沢川	三次	左岸 山形県最上郡最上町大字本城字平沢山入878番の17地先 右岸 同町同大字同字878番の9地先	鳥出川への合流点	2,000	最上町
	仏沢川	三次	左岸 山形県最上郡最上町大字富沢字牛ヶ首2131番の57地先 右岸 同町同大字同字2131番の53地先	同上	2,000	最上町
	明神川	二次	山形県最上郡最上町大字堺田字鍋倉223番地先の農道橋	最上小国川への合流点	6,900	最上町
	大穴沢川	二次	山形県最上郡最上町大字富沢字大森国有林1066林班に小班地先	最上小国川への合流点	1,000	最上町
	矢柏沢川	二次	山形県最上郡最上町大字富沢字大森国有林1063林班に小班地先	同上	900	最上町
	堂ケ沢川	一次	山形県最上郡舟形町堀内字堂ヶ沢543番地先の砂防堰堤下流端	最上川への合流点	800	舟形町
	松橋川	一次	山形県最上郡舟形町大字堀内字松橋2653番地先の松橋	同上	9,000	舟形町
	堀内川	二次	山形県最上郡舟形町堀内字栃木台の外23国有林122林班に小班地先の砂防堰堤	松橋川への合流点	3,200	舟形町
	荒中沢川	一次	左岸 山形県最上郡舟形町堀内字荒中沢300番地先 右岸 同町堀内同字299番地先	最上川への合流点	1,700	舟形町
	実栗屋沢川	一次	山形県最上郡舟形町堀内字竹の子沢1219番地先の砂防堰堤	同上	1,600	舟形町
	坂本沢川	一次	袋ヶ沢の合流点	同上	4,600	尾花沢市
	次年子川	一次	山形県北村山郡大石田町大字次年子字猿浦20番地先	同上	9,000	大石田町
	名木沢川	一次	左岸 尾花沢市大字南沢字冷水沢14番地先 右岸 同市同大字同字13番地先	同上	6,200	尾花沢市
	オソミヤ川	二次	左岸 尾花沢市大字南沢字北沢302番の1地先 右岸 同市同大字同字303番の1地先	名木沢川への合流点	2,900	尾花沢市
	八鍬沢川	一次	尾花沢市大字名木沢字八鍬沢1584番の1地先の市道橋下流端	最上川への合流点	3,100	尾花沢市
	野尻川	一次	左岸 尾花沢市大字寺内字見山2418番の25地先 右岸 同市同大字同字2418番の6地先	同上	12,800	尾花沢市 大石田町
	雨ケ沢川	二次	尾花沢市大字寺内字西原2565番の2地先の市道橋下流端	野尻川への合流点	1,500	尾花沢市
	小野尻川	二次	左岸 尾花沢市大字寺内字石森602番の2地先 右岸 同市同大字字岡前605番地先	同上	1,500	尾花沢市

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村
			上流端	下流端		
	川前川	一次	山形県北村山郡大石田町大字川前字ハケツ山905番の14地先の砂防堰堤下流端	最上川への合流点	1,000	大石田町
	丹生川	一次	丹生川堰堤	左岸 山形県北村山郡大石田町大字岩ケ袋字川向62番地先 右岸 同町同大字同字143番地先	27,496	尾花沢市 大石田町
	牛房野川	二次	左岸 尾花沢市大字牛房野字高野2227番の1地先 右岸 同市同大字同字44番地先	丹生川への合流点	10,000	尾花沢市
	北沢川	三次	左岸 尾花沢市大字牛房野字北沢321番地先 右岸 同市同大字同字323番の2地先	牛房野川への合流点	2,000	尾花沢市
	コヒ沢川	三次	左岸 尾花沢市大字牛房野字コヒ沢237番地先 右岸 同市同大字同字238番地先	同上	600	尾花沢市
	村山水沢川	二次	左岸 尾花沢市大字丹生字水沢2315番地先 右岸 同市同大字同字2342番地先	丹生川への合流点	5,100	尾花沢市
	綱木川	二次	尾花沢市大字六沢字神上り741番の2地先の県道橋下流端	同上	7,600	尾花沢市
	赤井川	二次	左岸 尾花沢市大字市野々字朴の木291番地の3地先 右岸 同市同大字同字292番地先	同上	8,700	尾花沢市
	中沢川	三次	刈安沢川の合流点	赤井川への合流点	1,200	尾花沢市
	岩谷沢川	三次	尾花沢市大字岩谷沢字セナ坂739番地先の市道橋下流端	同上	4,300	尾花沢市
	寺山川	四次	左岸 尾花沢市大字岩谷沢字寺山300番の2地先 右岸 同市道大字同字296番の1地先	岩谷沢川への合流点	1,400	尾花沢市
	沢の川	三次	左岸 尾花沢市大字中島字霧485番の1地先 右岸 同市同大字同字677番地先	赤井川への合流点	3,664	尾花沢市
	銀山川	二次	左岸 尾花沢市大字銀山新畑字東458番地先 右岸 同市同大字字中山522番の4地先	丹生川への合流点	3,600	尾花沢市
	小塚川	二次	左岸 尾花沢市大字鶴子字小塚沢834番地先 右岸 同市同大字同字定本国有林97林班の小班地先	同上	2,000	尾花沢市
	朧気川	二次	左岸 尾花沢市大字細野字川前917番地先 右岸 同市同大字字赤沢口1164番地先	最上川への合流点	15,800	尾花沢市 大石田町
	前田川	二次	尾花沢市大字延沢字栗ノ木600番地先の農道橋下流端	朧気川への合流点	3,500	尾花沢市
	千鳥川	二次	尾花沢市大字畑澤字西ノエリ41番の1地先の県道橋	同上	4,300	尾花沢市
	五十沢川	一次	左岸 村山市大字五十沢字家の上990番地先 右岸 同市同大字字向田992番地先	最上川への合流点	5,500	村山市、尾花沢市 大石田町
対象河川計				162河川	795,218	

別表４

水　系	河　川　名	ダム名	目的	設置者	管理者	沿岸市町村
最上川	鮭川	高坂ダム	FP	山形県	山形県 最上総合支庁建設部 高坂ダム管理課	真室川町
	金山川	神室ダム	FNWP	山形県	山形県 最上総合支庁建設部 河川砂防課	金山町
	最上小国川	最上小国川流水型ダム	F	山形県	山形県 最上総合支庁建設部 河川砂防課	最上町
	丹生川	新鶴子ダム	A	農林水産省 東北農政局	山形県 農林水産部 農村整備課	尾花沢市
	桝沢川	桝沢ダム	A	農林水産省 東北農政局	山形県 農林水産部 農村整備課	金山町
対象ダム計		５管理ダム				

最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会規約

（名称）

第１条　この会議は、最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

２　最上川下流とは、酒田河川国道事務所が管理する最上川本支川及び山形県が管理する別表１の最上川支川、別表３の管理ダムを指すものとする。

３　赤川とは、酒田河川国道事務所が管理する赤川本支川及び山形県が管理する別表２の赤川本支川、別表４の管理ダムを指すものとする。

（目的）

第２条　本協議会は、平成２７年９月関東・東北豪雨により、大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、最上川下流、赤川における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

なお、本協議会は水防法第１５条の９及び第１５条の１０により組織する協議会である。

（協議会の構成）

第３条　協議会は、別表５の職にある者をもって構成する。

２　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３　事務局は、協議会に諮り、第１項による者のほか、必要に応じて別表５の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第４条　協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

１．現状の水害リスク情報や取組状況の共有。

２．円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成。

３．「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

４．その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項。

（幹事会）

第５条　協議会の下に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表６の職にある者をもって構成する。

３　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。

５　事務局は、幹事会に諮り、第２項による者のほか、必要に応じて別表６の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（会議の公開）

第６条　協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。

２　幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

第７条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第８条　協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

２　事務局は、酒田河川国道事務所流域治水課及び山形県県土整備部河川課に置く。

（雑則）

第９条　この規約に定めるもののほか、必要な事項については協議会で定めるものとする。

（附則）

第10条　本規約は、平成２８年　５月３０日から施行する。

平成２９年　５月３０日改定

平成３０年　６月１４日改定

令和　２年　７月　６日改定

令和　４年　８月　４日改定

令和　５年　７月３１日改定

令和　７年１２月２５日改定

別表５（協議会）

（構成員）　鶴岡市長
酒田市長
三川町長
庄内町長
遊佐町長（オブザーバー）
気象庁 山形地方気象台長
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課長
山形県 県土整備部 河川課長
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課長
山形県 庄内総合支庁 総務企画部長
山形県 庄内総合支庁 建設部長
東北電力 株式会社 庄内発電技術センター所長
国土交通省東北地方整備局 月山ダム管理所長
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所長

（事務局）　国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 流域治水課
山形県県土整備部 河川課

別表６（幹事会）

（構成員）　鶴岡市 防災安全課長
酒田市 危機管理課長
三川町 総務課 危機管理室長
庄内町 環境防災課長
遊佐町 総務課長（オブザーバー）
気象庁 山形地方気象台 防災管理官
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
山形県 県土整備部 河川課 課長補佐
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
山形県 庄内総合支庁 総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 庄内総合支庁 建設部 河川砂防課長
山形県 庄内総合支庁 建設部 荒沢ダム管理課長
東北電力 株式会社 庄内発電技術センター 課長
国土交通省東北地方整備局 月山ダム管理所長
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 副所長

（事務局）　国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 流域治水課
山形県県土整備部 河川課

荒川上流大規模氾濫時の減災対策協議会規約

（設置）

第１条　「水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第三十一号)」第十五条の十の規程に基づき、同項に規定する大規模氾濫減災協議会を置く。

（名称）

第２条　前条の大規模氾濫減災協議会は、「荒川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」）という。

２　荒川上流とは、山形県が管理する荒川上流の河川（別表１）を指すものとする。

（目的）

第３条　本協議会は、水防災意識社会再構築ビジョンの考え方に基づき、荒川上流における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、山形県、小国町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会）

第４条　協議会は、別表２の職にある者をもって構成する。

２　また、別表３に定める機関にアドバイザーを置く。

３　協議会の運営、進行及び招集は第８条に定める事務局が行う。

４　事務局は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会）

第５条　協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表４の職にある者をもって構成する。

３　また、別表３のアドバイザーの出席を求めることができる。

４　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

５　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

６　事務局は、第２項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表３の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第６条　協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

１．現状の水害リスク情報や取組状況の共有

２．円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事をまとめた「地域の取組方針」の作成

３．「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

４．その他、減災対策に関して必要な事項

（会議の公開）

第７条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

２　幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

第８条　協議会に提出された資料等については公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て非公表とすることができる。

２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第９条　協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

２　協議会及び幹事会の事務局は、山形県県土整備部河川課及び山形県置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課に置く。

（雑則）

第10条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第11条　本規約は、平成29年　６月　２日から施行する。

平成30年　７月　６日改正

令和元年　６月　17日改正

令和３年　10月　８日改正

令和５年　７月　31日改正

令和７年　12 月 25 日改正

別表１

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿岸市町村
荒川	荒川		山形県西置賜郡小国町大字五味沢字針生平地先の大石沢の合流点		27,245	小国町
	玉川	一次	檜木山沢の合流点	荒川への合流点	23,500	小国町
	足水川	二次	山形県西置賜郡小国町大字樽口字細田10番地先の町道沢中橋	玉川への合流点	11,800	小国町
	百子沢川	三次	山形県西置賜郡小国町大字百子沢字大坪188番地先	足水川への合流点	1,100	小国町
	小国内川	二次	左岸　山形県西置賜郡小国町大字小玉川字伊勢堂裏698番地先 右岸　同町同大字字大谷地715番地先	玉川への合流点	3,700	小国町
	横川	一次	浅又沢の合流点	左岸　山形県西置賜郡小国町大字新股字窪29番の1地先 右岸　同町同大字字河窪42番の1地先	22,800	小国町
			左岸　山形県西置賜郡小国町大字綱木箱口字楑向637番の1地先 右岸　同町同大字ヲツクバ国有林62の1林班い小班地先	荒川への合流点		
	田沢川	二次	左岸　山形県西置賜郡小国町大字田沢頭字梅津55番の3地先 右岸　同町同大字字浦田弐436番地先	横川への合流点	3,900	小国町
	前川	三次	左岸　山形県西置賜郡小国町大字田沢頭字口明沢626番地先 右岸　同町同大字字平林638番の2地先	田沢川への合流点	1,500	小国町
	大沢川	二次	山形県西置賜郡小国町大字岩井沢字大沢1852番の1地先の砂防堰堤	横川への合流点	2,500	小国町
	大滝川	二次	左岸　山形県西置賜郡小国町大字大滝字灰塚2番地先 右岸　同町同大字字上の坂229番地先	同上	2,900	小国町
	黒沢川	二次	左岸　山形県西置賜郡小国町大字黒沢字二百苅83番地先 右岸　同町同大字字梨木向85番の2地先	同上	2,000	小国町
	明沢川	二次	左岸　山形県西置賜郡小国町大字沼沢字坂禿146番地先 右岸　同町同大字字木附1205番の18地先	横川への合流点	5,400	小国町
	桜川	三次	山形県西置賜郡小国町大字白子沢字二渡戸792番の乙の1地先の県道二渡戸橋	明沢川への合流点	9,600	小国町
	間瀬川	四次	左岸　山形県西置賜郡小国町大字沼沢字三拾刈318番の1地先 右岸　同町同大字字中丸1228番地先	桜川への合流点	7,900	小国町
	森残川	四次	左岸　山形県西置賜郡小国町大字白子沢字長畑橋元765番の1地先 右岸　同町同大字同字764番地先	同上	3,000	小国町
	大石沢川	二次	左岸　山形県西置賜郡小国町大字大石沢字峠下137番の1地先 右岸　同町同大字132番の1地先	左岸　山形県西置賜郡小国町大字叶水字源兵衛畑293番の4地先 右岸　同町同大字字松籠前282番の1地先	7,600	小国町
	樺沢川	三次	左岸　山形県西置賜郡小国町大字大石沢字入山根903番地先 右岸　同町同大字字萍沢887番の巳地先	大石沢川への合流点	900	小国町
	貝少川	一次	左岸　山形県西置賜郡小国町大字貝少字外林入297番地先 右岸　同町同大字字滝保口22番地先	荒川への合流点	3,500	小国町
	越沢川	一次	左岸　山形県西置賜郡小国町大字舟渡字番倉1234番の1地先 右岸　同町同大字字立平1233番の1地先	同上	1,300	小国町
	金目川	一次	荒沢の合流点	同上	8,300	小国町
	戸沢川	一次	左岸　山形県西置賜郡小国町大字今市字森ノ越74番地先 右岸　同町同大字同字71番の乙地先	同上	2,150	小国町
	折戸川	一次	左岸　山形県西置賜郡小国町大字入折戸字広野面171番地先 右岸　同町同大字同字178番の1地先	同上	4,100	小国町
	石滝川	一次	左岸　山形県西置賜郡小国町大字石滝字砂子沢23番の1地先 右岸　同町同大字字上高平11番地先	同上	3,100	小国町
対象河川計				23河川	159,795	

別表２

機　関　名	代　表　者
（委員）	
小国町	町　長
気象庁 山形地方気象台	台　長
国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	所　長
山形県 置賜総合支庁	総務企画部長
山形県 置賜総合支庁	建設部長
（オブザーバー）	
山形県 防災くらし安心部	防災危機管理課長

別表３

機　関　名
（アドバイザー）
国土交通省東北地方整備局　河川部
国土交通省北陸地方整備局　河川部
国土交通省北陸地方整備局　飯豊山系砂防事務所

別表４

機　関　名	代　表　者
小国町	町民課長
小国町	地域整備課長
気象庁 山形地方気象台	防災管理官
国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	横川ダム管理支所長
山形県 置賜総合支庁	総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 置賜総合支庁	建設部 西置賜河川砂防課長

山形県二級河川大規模氾濫時の減災対策協議会規約

（名称）

第１条　本会の名称は、「山形県二級河川大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。

２　山形県二級河川とは、山形県が管理する二級河川（別表１）及び管理ダム（別表２）を指すものとする。

（目的）

第２条　本協議会は、水防災意識社会再構築ビジョンの考え方に基づき、二級河川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

なお、本協議会は水防法第15条の10により組織する協議会である。

（協議会）

第３条　協議会は、別表３の職にある者をもって構成する。

２　また、別表４に定める機関にアドバイザーを置く。

３　協議会の運営、進行及び招集は第８条に定める事務局が行う。

４　事務局は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表３の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会）

第４条　協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表５の職にある者をもって構成する。

３　また、別表４のアドバイザーの出席を求めることができる。

４　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

５　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

６　事務局は、第２項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表５の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第５条　協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

１．現状の水害リスク情報や取組状況の共有

２．円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞ

れ又は連携して取り組む事をまとめた「地域の取組方針」の作成
３．「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
４．その他、減災対策に関して必要な事項

（会議の公開）

第６条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

２　幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

第７条　協議会に提出された資料等については公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て非公表とすることができる。

２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第８条　協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

２　協議会及び幹事会の事務局は、山形県県土整備部河川課及び山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課に置く。

（雑則）

第９条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第 10 条 本規約は、平成 29 年　５月 30 日から施行する。
平成 30 年　６月 14 日改正
令和　２年　７月　６日改正
令和　５年　７月 31 日改正
令和　７年 12 月 25 日改正

別表１

１　月光川水系

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
月光川	月光川		左岸　飽海郡遊佐町杉沢字獄の腰国有林酒田事業区18林班ユ小班 右岸　同町吉出字金候国有林酒田事業区13林班サ小班		17,400	遊佐町
	洗沢川	一次	左岸　飽海郡遊佐町直世字村上30番地先 右岸　同町直世同字1番地先	月光川への合流点	4,600	遊佐町
	牛渡川	二次	左岸　飽海郡遊佐町直世字荒川34番地先 右岸　同町直世同字33番2地先	洗沢川への合流点	1,500	遊佐町
	滝渕川	三次	左岸　飽海郡遊佐町直世字高ノ上106番5地先 右岸　同町直世字山居104番6地先	牛渡川への合流点	2,740	遊佐町
	庄内高瀬川	一次	左岸　飽海郡遊佐町長坂82番の1地先 右岸　同町北目字麻掛1番の2地先	月光川への合流点	6,600	遊佐町
	野沢川	二次	左岸　飽海郡遊佐町白井新田字東前田10番の2地先 右岸　同町白井新田字石合13番の1地先(町道函渠下流端)	庄内高瀬川への合流点	3,400	遊佐町
	地抜川	三次	左岸　飽海郡遊佐町野沢字清四新田83番の1地先 右岸　同町野沢字椿坂63番地先	野沢川への合流点	1,350	遊佐町
	山田川	一次	飽海郡遊佐町大字官有地内懐の内11林班のは地先	月光川への合流点	2,500	遊佐町
	庄内熊野川	一次	飽海郡遊佐町杉沢字嶽の腰2番地の1地先(林道橋下流端)	同上	5,100	遊佐町
	大樽川	二次	左岸　飽海郡遊佐町大字松木沢湯の尻48番地先 右岸　同町大字松木沢同字47番地先	庄内熊野川への合流点	2,600	遊佐町
	百々沢川	三次	左岸　飽海郡遊佐町白井新田字村下1番の1地先 右岸　同町白井新田字千度石長根70番地先	野沢川への合流点	1,750	遊佐町

２　日向川水系

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
日向川	日向川		酒田市升田字奥山上流6.5粁地点		32,500	酒田市
	西通川	一次	左岸　飽海郡遊佐町北目字管野南山月光川合流点 右岸　同町江地字菖蒲谷地月光川合流点	日向川への合流点	7,800	遊佐町 酒田市
	草田川	一次	左岸　酒田市米島字中草田 右岸　同市千代田字下草田	同上	2,100	酒田市
	荒瀬川	一次	左岸　酒田市上青沢字菖蒲谷地字屋敷地 右岸　同市北青沢字大俣白玉川合流点	同上	15,900	酒田市
	石田川	二次	左岸　酒田市大蕨字沢の内156番の1地先 右岸　同市大蕨同字161番地先	荒瀬川への合流点	1,000	酒田市
	小平沢川	二次	左岸　酒田市下青沢字日潟154番地先 右岸　同市下青沢同字135番地先	同上	1,000	酒田市
	大平沢川	二次	左岸　酒田市下青沢字大平沢23番地先 右岸　同市下青沢同字226番地先	同上	700	酒田市
	芦沢川	二次	酒田市北青沢字大芦沢	同上	1,800	酒田市
	姥ケ沢川	二次	左岸　酒田市上青沢字姥ヶ沢41番地の2地先 右岸　同市上青沢同字44番地先	同上	2,200	酒田市
	小屋渕川	二次	酒田市北青沢字小屋渕	同上	280	酒田市
	白玉川	二次	左岸　酒田市上青沢字白玉 右岸　酒田市北青沢字白玉川	同上	1,500	酒田市
	不動沢川	一次	県道升田観音寺線（不動沢橋）	日向川への合流点	2,300	酒田市
	草津川	一次	左岸　酒田市草津字川の内10番地先 右岸　同市草津字小清水48番地先	同上	1,500	酒田市
	前の川	一次	酒田市升田字大森	同上	3,900	酒田市
	大八重川	一次	左岸　酒田市奥山 右岸　日向川合流点1粁上流	同上	1,000	酒田市

３　新井田川水系

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
新井田川	新井田川		左岸　酒田市生石字大平24番地先 右岸　同市生石字大平10番地先		15,100	酒田市
	幸福川	一次	酒田市保岡字村際50番の15地先の県道橋(井皿橋)	新井田川への合流点	3,800	酒田市
	豊川	二次	左岸　酒田市酒井新田字二番割2番地先(幸福川との分岐点) 右岸　同市豊里字落脇58番の6地先	宮海岸壁南端より42.64メートル上流	3,000	酒田市
	寺田川	一次	酒田市前川字後田32番の1地先の農道橋下流端	新井田川への合流点	4,430	酒田市
	境川	一次	酒田市北境字赤坂(神社橋)	同上	4,000	酒田市
	平田川	一次	左岸　酒田市山楯字南山40番の1地先 右岸　同市山楯字北山63番の2地先	同上	5,000	酒田市

4　岡町川水系

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
岡町川	岡町川		左岸　鶴岡市加茂字坂の下168番地先 右岸　同市加茂同字175番地先		750	鶴岡市

5　油戸川水系

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
油戸川	油戸川		左岸　鶴岡市油戸字中田23番の140地先 右岸　同市油戸同字101番の3地先		920	鶴岡市

6　楯下川水系

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
楯下川	楯下川		左岸　鶴岡市由良字町田2番の1地先 右岸　同市由良同字6番の1地先		660	鶴岡市

7　三瀬川水系

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
三瀬川	三瀬川 (上流水照川を含む)		左岸　鶴岡市三瀬字藤倉16番の1地先 右岸　同市三瀬同字16番の3地先		4,631	鶴岡市
	降矢川	一次	左岸　鶴岡市中山字向山27番の10地先 右岸　同市中山同字27番地の2地先	三瀬川への合流点	5,700	鶴岡市
	藤倉川	二次	鶴岡市中山字石川原112番の1地先の林道橋	降矢川への合流点	2,200	鶴岡市
	西川	一次	左岸　鶴岡市三瀬字二口84番地先 右岸　同市三瀬同字85番地先	三瀬川への合流点	2,800	鶴岡市

8　五十川水系

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
五十川	五十川		左岸　鶴岡市菅の代字川内23番地 右岸　同市菅の代字沢口2番地先		16,700	鶴岡市
	払川	一次	鶴岡市小菅野代字西山54番の2地先	五十川への合流点	5,000	鶴岡市
	沢内川	一次	鶴岡市五十川字沢内(船木台橋)	同上	500	鶴岡市
	温俣川	一次	左岸　鶴岡市五十川字仙の沢55番地先 右岸　同市五十川同字29番地先	同上	3,100	鶴岡市
	大早田川	一次	左岸　鶴岡市戸沢字西の俣23番地先 右岸　同市戸沢字大早田55番地先	同上	1,800	鶴岡市
	大瀬戸川	一次	左岸　鶴岡市菅の代字宮の下53番地の1地先 右岸　同市菅の代同字55番地先	同上	500	鶴岡市

9　温海川水系

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
温海川	温海川		左岸　鶴岡市温海川字後田(荒谷取入口) 右岸　同市温海川字中ノ俣		15,800	鶴岡市
	南俣川	一次	左岸　鶴岡市温海川字南俣川45番地先 右岸　同市温海川字屋敷90番地先(南俣橋上流50米)	温海川への合流点	1,000	鶴岡市
	北俣川	一次	左岸　鶴岡市温海字北俣23番の2地先 右岸　同市温海同字82番地先	同上	1,500	鶴岡市

10　庄内小国川水系

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
庄内小国川	庄内小国川		左岸　鶴岡市越沢字聖台53番の1地先 右岸　同市越沢字槇代49番地先		21,600	鶴岡市
	広谷川	一次	左岸　鶴岡市小国字広谷4番の2地先(広谷堰堤) 右岸　同市小国同字1番地先	庄内小国川への合流点	2,300	鶴岡市
	木の俣川	一次	左岸　鶴岡市木野俣字向田116番地先 右岸　同市木野俣113番地先	同上	1,000	鶴岡市
	中野俣川	一次	左岸　鶴岡市木野俣字不動滝117番地先 右岸　同市木野俣162番地先	同上	1,200	鶴岡市

11　巌沢川水系

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
巌沢川	巌沢川		左岸　鶴岡市小岩川字北沢49番地先 右岸　同市小岩川同字45番の1地先		1,200	鶴岡市

１２　出口沢川水系

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
出口沢川（でぐちさわかわ）	出口沢川（でぐちざわがわ）		鶴岡市小岩川字南沢38番の1地先の林道橋下流端		1,200	鶴岡市

１３　早田川水系

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
早田川（わさだかわ）	早田川（わさだがわ）		左岸　鶴岡市早田字山藤86番地先 右岸　　同市早田字河内177番地先		1,100	鶴岡市

１４　鼠ヶ関川水系

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
鼠ヶ関川（ねずがせきかわ）	鼠ケ関川（ねずがせきがわ）		左岸　鶴岡市関川字向92番地先 右岸　　同市関川同字90番地先(入山橋)		15,700	鶴岡市

１５　村上川水系

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
村上川（むらかみがわ）	村上川（むらかみがわ）		左岸　鶴岡市由良字村上33番の37地先 右岸　　同市由良同字71番地先		250	鶴岡市

１６　長者川水系

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
長者川（ちょうじゃかわ）	長者川（ちょうじゃがわ）		左岸　鶴岡市由良字川原田47番の1地先 右岸　　同市由良同字68番の20地先(暗渠下流端)		475	鶴岡市

１７　天竜川水系

水系	河川名	支川	区間 上流端	区間 下流端	管理延長(m)	沿川市町村
天竜川（てんりゅうがわ）	天竜川（てんりゅうがわ）		左岸　鶴岡市堅苔沢字渕の上447番地先 右岸　　同市堅苔沢同字347番の3地先(農道橋下流端)		530	鶴岡市

対象河川計		59河川	270,466	

別表２

水系	河川名	支川	ダム名	目的※	設置者	管理者	沿川市町村
月光川（がっこうがわ）	月光川（がっこうがわ）		月光川ダム（がっこうがわ）	Ｆ	山形県県土整備部	山形県庄内総合支庁 河川砂防課	遊佐町
温海川（あつみがわ）	温海川（あつみがわ）		温海川ダム（あつみがわ）	ＦＮＰ	山形県県土整備部	山形県庄内総合支庁 河川砂防課	鶴岡市

※目的　F=治水　N=維持用水　P=発電

別表３

機　関　名	代　表　者
(委員)	
鶴岡市	市　長
酒田市	市　長
遊佐町	町　長
気象庁 山形地方気象台	台　長
山形県 庄内総合支庁	総務企画部長
山形県 庄内総合支庁	建設部長
(オブザーバー)	
山形県 防災くらし安心部	防災危機管理課長

別表４

機　関　名
(アドバイザー)
国土交通省東北地方整備局河川部

別表５

機　関　名	代　表　者
鶴岡市	市民部 防災安全課長
酒田市	総務部 危機管理課長
遊佐町	総務課長
気象庁 山形地方気象台	防災管理官
山形県 庄内総合支庁	総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 庄内総合支庁	建設部 河川砂防課長